

平成31年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第3日目）

平成31年3月11日（月曜日） 午前9時30分開会

第30 一般質問

○出席議員（9名）

1番	余湖龍三君	3番	西森信夫君
4番	堤三樹磨君	5番	西山由美子君
6番	上原豊茂君	7番	工藤弘喜君
8番	須河徹君	9番	河端芳惠君
10番	山田日出夫君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、山田監査委員および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。山田監査委員については本日から3月12日まで、森下選挙管理委員会委員長については本日から3月14日までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第30、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

質問に入ります前に一言申し添えます。

各議員においては、1期4年間を総括する一般質問でありますので、定められたルールの中で論点、争点を明確にし、議論を深めていただきたいと思っております。また今まで回答は短くとの発言もありましたが、質問者、答弁者ともに簡潔な発言に配慮いただくよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

10番、山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田日出夫です。それでは通告書に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。

新スポーツセンターの利活用の推進について。

巨費を投じて間もなく完成する新スポーツセンターは、まさしく町民の皆さんのスポーツの殿堂となります。

少子高齢化と転出者などの増加で人口減少が続く環境下で、行政はどのような手法で有効な利活用を推進し、町民の皆さんはどのように使うべきか問われていると思っております。新スポーツセンターという高価な町民共有の財産を町民の皆さんは手にしたからには町ぐるみで有効な利活用を考え実践すべきだと思っております。

その観点から利活用の進め方について伺います。

1、災害時の避難所としての諸機能について。

2、愛称と命名権の募集について。

3、利用者の利便性や配慮した点について。

4、お年寄りの利用促進と足の確保について。

5、利用促進に向けた町内外への啓発について。

最後ですけれども、6として、利用促進に向けたスポーツ団体等の活性化や施設サポート組織等の立ち上げの考えについて。

以上、6点お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「新スポーツセンターの利活用の推進について」6点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

町民が待望する新スポーツセンターは、建物工事が完成し、町民の健康づくりやスポーツの中核施設として4月のオープンに向けて準備を進めているところでございます。

1点目に「災害時の避難所としての諸機能について」のお尋ねがございました。

現在、スポーツセンターにつきましては建て替え工事に伴い、指定避難所から除かれておりますが、新スポーツセンター完成後は再び指定避難所とする予定でおります。

避難所とは、災害が発生し自宅で生活できない人などが屋内の施設で身体や生命を守る場所となっており、現在、町内の指定避難所につきましては、学校と児童関連施設が7か所、地域の会館等が20か所、公民館等の集会施設が2か所、福祉避難所が1か所の計30か所あります。

新スポーツセンターの避難所としての諸機能につきましては、避難場所としての大規模な空間、トイレおよび多目的トイレ、更衣室やシャワー設備、授乳室といった避難生活支援機能を有し、さらに、災害用物資の支援やボランティアセンターが設置された場合の活動拠点として利用可能であり、役場庁舎や公民館など周辺施設と連携し、避難所としての機能に加えて、被災者対応の活動拠点としての役割を担うことになる想定しております。

2点目に「愛称と命名権の募集について」のお尋ねがございました。

一般的に公共施設の愛称は、町民の皆さまに愛され長く親しんでいただけるためにつけるものであります。新スポーツセンターにおいては、多くの利用団体や町内団体の会議において、これまでの施設が「スポーツセンター」の名称や「スポセン」という愛称が長年親しまれ定着しているため、愛称は必要ないという意見が多かったことから、愛称の募集を行わないと判断したところであります。

また、命名権は、施設の名称に企業名や商品名などを命名することができる権利をいいますが、その目的の多くは、施設運営費などの財源確保の狙いがあります。道内で命名権を設定しているのは、スポーツや文化施設の中でも都市部の大規模施設や、大会・イベントが多く開催される15か所ほどの施設しかありません。本町のスポーツセンターは主に町民が利用する施設であり、年間を通じて多くのイベントが開催されていますが、命名することでマスコミ等への露出や収入によるメリットを求めている施設ではないことから、命名権の募集は検討しておりませんのでご理解をお願いします。

3点目に「利用者の利便性や配慮した点について」のお尋ねがございました。

新スポーツセンターの建設につきましては、基本構想の段階から多くの利用団体や町内団体などからのご意見ご要望を可能な限り盛り込み、さらに多くの視察先を参考にしながら準備を進めてまいりました。さまざまな競技への利便性に加えて、施設のバリアフリー化、エレベーターや授乳室、多目的トイレ、2階トイレ、ランニングコース、防球ネットの設置など、安全性はもちろんのこと、乳幼児をはじめ、子どもから高齢者、障がいを持った方への利便性にも十分配慮した施設となっております。

4点目に「お年寄りの利用促進と足の確保について」のお尋ねがございました。

お年寄りの利用促進につきましては、今までもシニア健康教室「しゃきっと倶楽部」や「よくばり健康プログラム」などの各教室のほか、卓球などのサークル活動や個人で高齢者がよく利用しており、これからも、今までの各教室の充実を行い、高齢者へのPRはも

ちろんのこと、若がえり学級の集合学習やクラブ活動などでの利用促進、福祉保健課と連携を図りながら高齢者のニーズを把握し、健康増進を目的とした事業展開などを行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者の足の確保については、新スポーツセンターに特化した送迎手段については現段階では考えておりませんが、サークルの仲間との乗り合わせや、高齢者ハイヤーなどを利用して新スポーツセンターまで来館していただけたらと考えております。

5点目に「利用促進に向けた町内外への啓発について」のお尋ねがございました。

新スポーツセンターは、施設や設備が新しくなり機能が向上することから、幅広い世代の多くの方々に利用していただけたらと考えております。そのため、施設の機能や設備を紹介するために「仮称 スポセンだより」の発行や、生涯学習情報紙、町のホームページなどで町民にPRを図ることを考えております。

特に、新たに設置した高さ6メートルのクライミングウォールや、1周約150メートルのランニングコース、トレーニング室の充実した機器などを活用した新たな事業を展開し、誰もが気軽に施設を利用できる体制を整備しようと考えております。

また、近隣市町村のスポーツ団体やスポーツ施設、学校、マスコミなどにもPRを兼ねた利用促進を図っていききたいと考えております。

6点目の「利用促進に向けたスポーツ団体等の活性化や施設サポート組織等の立ち上げについて」のお尋ねがございました。

本町のスポーツ団体につきましては、体育協会が11団体、スポーツ施設等の定期利用団体が30団体、スポーツ少年団が8団体あり、個人でウォーキングやトレーニングをされる方を含めると、町民のスポーツや健康に対する関心は高いと感じております。

既存の団体につきましては、これまで以上に新スポーツセンターを利用していただくための環境づくりと組織の活性化に努めるとともに、新たに設置したクライミングウォールやトレーニング機器、ランニングコースの活用をPRしてまいりたいと考えております。

また、新たに設置されたクライミングウォールやランニングコースを活用した事業を展開する中から、新たなサークル化を進めたいと考えております。

次に、施設サポート組織等の立ち上げについてのお尋ねがございましたが、本町のスポーツを支える組織等につきましては、スポーツ推進委員をはじめ、体育協会や各スポーツ団体、スポーツ少年団、各種大会等の運営者など、多くの方々に支えられており、スポーツの振興には不可欠な存在となっております。

多くの町民にとって親しみのもてる利用しやすい新スポーツセンターにしていくためにも、こうした活動がさらに継続発展できるよう、教育委員会としてもさまざまな支援をしていくとともに、各スポーツ教室などの指導や運営を支援するようなサポート体制づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） コンパクトな回答で非常にありがたいなと思いました。それで再質問してまいりたいと思います。質問内容が新スポーツセンターに限っておりますので、基本的には教育長にお答えをいただくようお願いをしたいと思います。

ただ内容によっては町長にお願いをすることもあろうかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず1点目の避難場所としてのスポーツセンターの利用、機能についてありました。私どもも町民の皆さんもスポーツセンターの建設の大きな利用の一つに耐震化の話がありました。旧スポーツセンターでは大きい、5プラス以上なんでしょうか、大きな地震には耐えられないということを経営理由の中心に据えられていたかと思ひます。そういう意味ではスポーツセンターはやはり町民が安心して災害時にですね、避難できる、町内最大の拠点であろうかと思ひます。そこで間もなくオープンしますけれども、オープン時にはどのような避難所としての具体的な機能、主な部分でいいんですけども、もう少し詳しく教えてほしいなと思ひます。どのような機能を備えるおつもりか。これは町長というか総務課担当かと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま回答の中でも申し上げましたけれども、まず役場、公民館、スポーツセンターと非常に近い場所にありますので、これらと連携した災害避難施設として機能するのかなというふうに考えています。その中で例えば、まずは公民館施設、公民館の方には調理場だとか、そういったものもありますので、公民館の方に避難していただく。スポーツセンターの方では、例えば大規模な災害でも発生すれば、仮に災害支援物資が届いた場合に、そのところに集めて、そのところから具体的に配っていくというようなこと。そういうような、公民館と連携した形で使っていければなど。あとボランティアセンターみたいなものができた場合についてはですね、そのボランティアセンターの活動の拠点場所としても使えるのかなというふうに考えております。それから長期的に避難が続くというような場合ですね、運動器具なんかもありますので、そういった体の体調を整えるようなことでも使えるのかなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 私自身も認識不足だったのかなと思ひて、今お聞きしておりましたけれども、避難民が宿泊というか過ごすところは公民館なんだと。そして、スポーツセンターは物資だとか、ボラセンの機能だとか、お互いに連携をとって全体的に対応していくんだということでお聞きしました。あとスポセン独特の機能としての健康増進の機能があるんで、それは普通に、状況に応じて活用するというので今、拝聴しましたけれども、公民館の講堂とか、場合によってはロビーとかも、いろいろな状況に応じて規模はいろいろ変わりますけれども、大きな地震が起きたらですね、公民館とか新スポーツセンターは耐震の関係で、一応、盤石でしょう。ところがですね、私ども町民の一般の住宅というのは、おそらく相当大的なダメージを受けると思ひますよね、受けるから避難するんですから、そうすると、かなりの機能が用意されて、備えていなければですね、避難所としては、なかなか、テレビ等の報道でも、被災地の気の毒な状況をみるにつけても、ああ訓子府町にこんな大きな災害きたら大変だなと思ひながら、皆さん報道を見ていると思ひますけれども、例えば5を超えるですね、震度5を超えるような大きな地震がきて、さあ避難所として開くという時に、キャパシティの問題があるんですよね、今の説明だと公民館に寝泊まりするけど、私はそれで済まないと思ひますけれども、いずれにしても今、町が想

定されている震度5以上の大きな地震がきて、残念なことになって、さあ避難所を開設するといった時に、その公民館とスポセンの連携でも結構でしょうけども、今、想定している、その炊事等の機能も含めてですけども、総合的な避難民のキャパシティは何人というか、何世帯という表現おかしいですね、何人ほどなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 先ほどお答えしたのはですね、長期間に及ぶような場合ということで今ちょっと想定してお答えしましたけども、もちろんスポーツセンターの方も収容施設として機能してもらおうというふうに考えています。今現在、ちょっと机上での面積での考え、試算ですけども、約450人ぐらい収容できるのかなというふうに考えています。アリーナ、それからストレッチスペース、そういったところも活用しながら収容の方を考えております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 450という数字は多いのか少ないのか、ちょっとこの今の時点で私はわかりかねますけども、町民の1割弱ですね、この町民1割弱という数字をどう捉えるかということもあろうかと思えます。いずれにしても、いつ起きるかわかりませんでね、そういう説明でスタートした面もありますし、スポセンに限らず、防災という観点からいけば、町民の生命と財産を第一義的に守り抜くということが行政、議会も含めてですけども第一義的な使命だと思いますので、早急にか遅れないように機能面の点検、見直し、再点検というんですかね、再見積もりというんでしょうか、言葉わかりませんですけども、やっていただきたいなと思えます。それでこの防災ところは最後にしますけども、今、課長の方から大まかな説明があった、一つの方向性が示されたわけですけども、これらをもう少し具現化したもの、いわゆる私は大好きな言葉なんですけども、マニュアルという、別に本のことをマニュアルというだけじゃなくて、共通認識を持つためのツールとしてのマニュアルを作る。そしてそれを速やかに町民の皆さんに行き渡らせて、はじめて災害の防災の機能、避難所としての機能が発揮できると思えますので、その辺はどうですか、最後にこれだけお聞きします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） これまでも防災対策につきましては、町民の方たちにも、いろいろ広報等行っております。今後、今、ご指摘のありました点についてもですね、留意しながら今後、広報、周知活動を進めていく中で取り組んでまいりたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお祈いします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 5千人足らずの町といいながらもですね、私ども議会も今、議会改革を近年やっていますけども、そのことを伝えることだけでも、はっきり言って四苦八苦しています。そして災害については、いつ起きるかわからない。滅多に起きないという非常に障壁が皆さんの心の中に障壁がありますんで、ぜひとも日頃からですね、早めに対応を、行政だけじゃなくて議会も協力できることはしなきゃならんと思えますけども、していかなければならないと思えます。その一つとしての、ツールとしての、道具としてのマニュアルということだと思うので、ぜひ今ご回答にあったように、鋭意ご検討いただきたいと思えます。

それで2点目ですけども、愛称等の募集について、ご回答いただきました。確かにスポーツセンターは、私もこうやっていうように、スポーツセンターとかスポセンとか、非常に語呂がいいし、言いやすいし、もう定着していると思います。だから特に愛称はいらないよというのも一理あるし、わからないわけでもありません。そういう意見が多かったということを今、回答で聞きましたから、なるほどなと思ってお聞きしました。私はですね、そのことはわかっているというか、非常にスポセンというのは愛称的にもいいと思っています。ただ、あえて愛称というのは話題性というか、一層、周知徹底するというか、情報を伝達するというか、そういった観点からも有効だと思っているんですね、だからスポーツセンターとかスポセンという言葉は捨てる必要は全くなくてですね、冠といたしますかね、枕詞といたしますか、スポセンの前に親しみのある柔らかな単語ですね、つけてスポセンといたっていいわけで、そういった、何ていうんでしょう、新しいものをつくった時には、これこれこれをしたほうがいいなって、こう想定した時に、愛称というのは私はやっぱり愛称の募集というのはやっぱり方法としてあったんじゃないかなと思いますけども、その踏み込んだPRとか啓発という点での愛称ということについての認識はいかがでしたか、いかがですか。教育長お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、議員の方から、新しいスポーツセンターにおける愛称の考え方についてお話をいただきました。本町では特に文化施設だとか、スポーツ施設の中でも温水プールのKAPPAだとか、農業交流センターのくる・ネップですか、最近では児童センターのゆめゆめ館だったり、支援センターのひだまりだとか、わくわく園、語呂の中であれするっていう、それで特に今言ったような、うちの施設の中では、やっぱり新しく機能が加わった施設ということで、より町民の皆さまに親んでもらうという意味で愛称を町は募集して、そこをつけたという状況の中で、その辺のところも含めて、私ども教育委員会としても、前段、私がお答えしたように、愛称がはやりでつけるかどうかというのは別な話として、より町民に親しまれる施設という意味合いでいったらどうなのかということをお聞きして、さまざまな団体からも愛称のお話を聞いたところ、やっぱりスポセンだとか、スポーツセンターでもう親しまれているんだから、そこはあえてですね、あらためてつける必要はないというご意見もいただいた中で、町としましても、やっぱりそういうふうに長年親しまれている言葉ですので、そのまま愛称は募集しないでするかということで今、募集は行っていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そのことは私からも言ったように、定着しているし、いいんです。スポセンという言葉自体はいいんですけどね、一步踏み込んだ、狙いをもった愛称の付け方、愛称の募集も広い観点から作戦としてね、作戦といたらちょっと語弊あるんですけど、町民の気持ちと浮いた意味での作戦じゃないですよ、巻き込むというか、一緒に利用してもらおうという意味で、そういう募集も私は慣れ親しんだところから一步踏み出す意味で有効だったんでないかなと思います。今、例示あったように、KAPPAとかゆめゆめだとかわくわくだとか、確かに町の施設には多くつけられておまして、やっぱり定着していますので、やわらかい言葉が、今の話聞きますと一定期間利用した後ですね、開館した後、利用した後、一見遅そうだけでも、利用した後の感想も含めて、思い

も込めて、町民みんなで愛称をつけてみようかという、これ逆手にとったやり方もない訳ではなくて、こんなことはないと思いますよ、全国探しても滅多にないと思いますけど、そんなことも考えておりましたけども、なんか今の二度にわたる回答を聞くとスポセンというところで評価が高いというか、現状でいいんだというところで、認識のようですけども、一定期間たってから、町ぐるみでスポセンを見直して、ちょっと逆手にとったような愛称募集というのはないですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私自身も先ほど申し上げたように、今のスポセンという名称がもう評価、町民としてされているんじゃないかというふうに理解しているところで、今、議員おっしゃるように、例えばこれから新スポーツセンターが例えば開館した後にですね、町民の中からそういう声が出てきた場合ですね、その辺を受けながら、町として新たに受けるかどうかというところは、その時にまた判断をしていきながら、より親しまれるスポーツセンターに向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 狙いはね、今、教育長がいわれたように、スポセンを愛してみんなで大事に長く使っていこうやということが僕の思いでもあるんで、どういう手段、ツールを使うかという話ですからね、これね、だから広く今後も、広い意味でご検討をずっと続けていかれるとよろしいかと思ます。開館したということのエポックメイクというか、そこで止まるんじゃないくて、やはりこれから使っていくんだという観点で私たちも行政もやっていかなきゃならないなと思っております。

命名権についてはですね、回答にもありましたけども、大都市、それと大きな施設でということでもありますけども、私もツールとして、こういうのもあるのかなというぐらいで考えておりました。規模等から採択をされないということは一定の理解を私もできますので、これについては触れないでおきたいと思ます。

それでは、次、三つ目のですね、利便性について、今までの施設にはないものがたくさん、設備ですね、設備等々設けられて、利用するという点では非常に利用しやすい、時代の趨勢^{すうせう}もあって、そしてお年寄り、少子高齢化の波の真ただ中にある、私どもの町の人口構成からいっても、いろいろ利便的な面は進んだものがあるかと思ます。それで先日、広報で見開き特集記事でスポーツセンターのことが報じられてたというか報告されておりました。限られた紙面ですから、あの枠を超える訳にいきませんから、行政も歴代の担当者もご苦労されて、いろんなPR記事を書くんでしょうけども、やはり量が限られていますんで、十分町民の皆さんに伝わったかどうかということを若干気にしている訳であります。それで、開館します、間もなく、開館してずっとさっきもいったように大事にしてみんなで使っていかなきゃならない。そして使ってもらわなかったら、そもそも公共施設の狙いが全うできませんので、私、ものの説明ということはすごく大事なことだと思うんですね、それで新スポーツセンターの優れた機能をなるべく短い期間に広く、お年寄りも含めてお伝えしていく何か具体的なもの、多分考えていらっしゃると思ますけども、ありますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 3月31日に記念式典をやって、4月1日に町民向けの施設説

明会というか、施設のご案内というか、その中で多くの町民が来ていただいて、施設内容を見ていただきたいというのがまず1点で、それと今、広報、紙面も限られている部分もあるというお話していたところですけど、4月の広報にちょっとそこも紙面は限られているんですけど、パンフレットの的なものを使いまして、より、こういう機能をもった施設や設備が整ったものができますということを折り込みになると思いますけど、その辺の中を出しながらですね、より多くの方にまずは知っていただいて、多くの機能をわかっていたら、利用していくように努めてまいりたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 4月号に多分パンフレットというか、4ページというのか、二つ折りというんですかの媒体で説明をさらに加えていくということで、結構なことだと思います。それにはあれですか、あれですかというか、いろいろ新しい設備の機能面だとか使い方だとか、一番大事な狙い、それを導入した狙いというものをわかりやすくお書きいただけますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今、新しいスポーツセンターの機能のことについての、使い方とか狙いについて、わかりやすく広報していただけますかというお尋ねだったと思います。先ほど教育長からも答弁がありましており、スポーツセンターの利用の方法についてというものについての案内のリーフレットを入れさせていただくと。加えて回答書でもお話をさせていただきましたが、スポセン通信というもので、利用の日程ですとか、それから利用の例えば教室のお知らせですとか、それから先ほどいいました新しい機能、特にトレーニングマシンですとか、ウォーキングコースのことについての紹介をですね、逐次していくかたちで、最初は定期的に毎月ないし2か月に1回程度のをですね、当座は発行していこうと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ぜひ丁寧なですね、説明といいますか周知を徹底していただければ、使いやすくなるだろうし、知らないで使えないというの一番情けないことであるので、知って使ってもらえるような流れをつくっていただきたいなと思います。この優れた利便性をですね、これハードですよ、仕組み、設備、これをうまく利用者である町民、私どもも含めて使っていくためには、もう一つポイントがあろうかなと思っております。それは何かというと利用する人を案内するとか指導するとか、指導というのはおこがましいのかもしれないけども、やさしくこう教えてくれるような、いわゆる図書館に図書館司書がいるように、美術館や博物館に学芸員がいるようにですね、その施設に長けててスポーツに理解があるマンパワーをですね、配置すべきでないかと私は思うんですよ。昔スポーツセンターにはスポーツに長けた職員を置いていました。もう職員の中でも、いろんなスポーツに優れた方、誰がみても、ああスポーツマンだなという人、昔はおいておりました。それを一歩進めてですね、本当にいろんなスポーツ、大げさに言うんですよ、スポーツ医学だとか、スポーツ指導の専門的な勉強をしてきた専門の職員を複数という訳にはいかないでしょうけども、1人ぐらいおいてですね、優れた施設の機能面と利用者の間をですね、うまくつなぎ、もう名実ともに町民がですね、スポーツを楽しみ、健康を意識していけるような、そういう体制を私は絶対作るべきだと思っています。昨今

は町の財政も厳しくてですね、町長も随分ご苦労されて財政再建等々に取り組んでこられたと思いますけども、ここは私スポーツセンターのある意味のツボになると思っておりますんで、この辺のスポーツの伝道師の配置はいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今スポーツセンターに配置している職員として、体育係長と係員がおりますけど、その係員につきましては、社会体育主事ということで専門性のことを学んだ主事でございますので、その方を含めた体制づくりをこれからもしていこうというふうに思っていますので、その他にですね、職員以外で、これ予算の提案になってしまうんであれんですけど、先ほど言った利用促進に向けたという部分に関連してくるんですけど、実は運動指導士みたいな方を週数回来ていただいて、定期的に要望に、時間帯だったり、例えば年齢だったり、それに応じた方を週、定期的に配置しながら、その方に沿った運動指導だとかということを行っていき今考えていますし、それと新しく例えばランニングコースだとかクライミングウォールというのはまた専門性がありますので、それはまた別のそういうところに委託しながらですね、定期的に指導していただいて、その指導された方々がそれを主体的に今度こうしていくようなことをできればいいというふうに私自身は考えていますので、町自体がそういうふうに活動することだけではなく、そういう教室やなんかから育った方たちが主体的にそういう運動をするような活動内容にしていけばというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですか、一定程度、ご検討されてもう予算に計上されているのかな、その点は理解しました。やはり繰り返しは避けますけども、施設と町民をつなぐ重要な役割が私はあると思いますね。従いまして、今お聞きしますと、限られた時間、限られた日数、そしてさらにその人たちから受け継いだ技術や思いを町民が受け継いで広めていくということでは全然おかしいことはありませんけども、やはり時間がかかる。その効果に制約があるというふうにもう一方ではお聞きしましたので、今、計上している予算をいじるということにはなかなかないでしょうけども、短い期間で一定程度検証した後ですね、ぜひとも専門職の配置、今の人も社会体育主事だということで、それは承知しておりますけども、実務もありますからね、だから私はこの16億5千万円の施設を本当に長い間生かしていくためには、仏つくって魂入れるという私の好きなことわざがありますけども、そのためには職員の数百万円の人件費かかるとは思いますけども、その配置はやがてですね、やがて僕は必要だと私は思っております。今、教育長言ったような限られた体制の中で広めていくということも可能かもしれませんが、ちょっとやっぱり時間がかかったり、効果の面でちょっと気になる面もない訳でないんで、やはり適時、適宜に見計らって体制を整備されることが必要かと思っておりますけども、町長どうですか。これ人事のことなんで、町長に短くお答えをいただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） るる大変参考になるご意見をいただいて、これらも含めながら進めてまいりたいと。一つは利用者の拡大についてはですね、大体今2万人前後が延べで利用している。最大のピーク時で4万数千人が利用したという経緯もありますけども、人口減少とか、いろいろなことがありますから、これらについてもやっぱり3万人台に乗せられ

ればいいなというのが一つです。これは新しい機能や施設等も増えていますので、その点でいう努力がこれからも求められていくだろうと思います。それから今、ご質問がありました専門職の配置であります。近隣町村をみたらおわかりだと思いますけども、一番人員削減しているのはスポーツセンターです。これはですね、訓子府町のスポーツセンターはまがりなりにもですね、職員をきちんと配置して社会体育担当者を配置してきたという経緯の中で今日に至っているということがありますから、今、1人、係りで北翔大学の体育学出た職員がおりますんで、これはある意味では今まで見習い期間、これから事務的な職員も配置しながらですね、彼の専門性を発揮させていく。そして議員もご指摘のように町民、さらにまた専門的な種目ごとの専門的な指導員なども季節的に配置しながらですね、住民の期待をさらに応えていく。そして専門的にそれらが拡大していくような状況をね、つくっていくということが新しいスポーツセンターに求められているのではないかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） やっぱり町長に答弁していただきまして、よかったなと思うのは、今ちょっとみえたことは、私なりにみえたことは、多分、臨時でしょうけども、事務員を配置しながら社会体育主事、見習い期間が終わったという彼を専門性を高めて、私が願っているようなマンパワーとして配置されるというように私は聞きました。それをぜひ願っております私は。確かにうちの教育委員会は昔からスポーツセンターには並々ならぬ力を注いできました。ただ、利用者が若干下降線をたどっている中で、せっかくできた施設を起爆剤といったら変ですけども、本来の目的ですから起爆剤ではないんですけども、きっかけにスポーツ振興、健康増進にぜひ町長、今、回答のあった方向で体制を強化をしていただきたいな。今、非常に心強い回答だったなと思って、私は受け止めさせていただきました。

それでは質問項目を変えたいと思います。

4番のお年寄りの足の確保。これは回答にありますように、なかなかスポーツセンターに通うことだけを捉えてバスを走らせたりですね、なかなかこれは難しいと私は思います。それで、今、非常に改善されて、タクシー券を配られて利用が伸びているようです。当然何に使われてもいいはずですから、折に触れてですね、タクシー券も含めて利用をスポーツセンターとリンクするようなことも一つは必要かな。リンクというかPRですよ。お年寄りが足を向けてもらうためには、やはりプログラムの話がありますね、先ほども回答がありました。福祉の取り組み等々とリンクというか連携してスポーツセンターを会場に今後、場所を会場をスライドするのかなと私は想像していますけども、その福祉との健康増進の取り組みのスポーツセンターとのリンクの件と冒頭言ったタクシー券も利用していいですよということも含めた、この2点、回答をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） まず、お年寄りの足の確保の関係でございます。できるだけお年寄りのいる場面、例えば、これから老人芸能大会とかもございまして、そういう場面でスポーツセンターのPRと合わせてですね、タクシーをこういうふうにご利用いただければなというような感じですね、直接訴えるのが一番いいかなと思っておりまして、そのような機会を捉えてですね、PRに努めていきたいなと思っています。

それから福祉保健課との連携ですが、今までも不定期ではありますが、数多く福祉保健課、健康増進係および高齢者支援係とは、うちの社会教育、社会体育係の方と打ち合わせをしております。いろいろな事業展開を実際に行っているものもございますし、これから新しい機能を踏まえてですね、例えばウォーキングコースをこのような形でやっていこうかというようなことを考えたりですね、それから先ほど言った健康運動の委託ではありますが専門家にこういうことをやってもらおうかというようなことですね、今、準備をしているところでございます。そんな形で連携を図りながら進めていきたいのと同時に回答にもありましたとおり会場のスライドにはなるかもしれませんが、若がえり学級とかしゃきっと倶楽部ですね、まずはスポーツセンターを使っただいて、慣れ親しんでいただくというようなことに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） わかりました。利用促進に向け、お年寄りのですね、お年寄りの利用促進に向けてはお年寄りが行ってみようと思わないと話になりませんので、今、課長が言われた手始め的なまずは触れ合うということも含めてですけども、大事だと思えますけども、やはりお年寄りの意見といいますかね、思いというか、ひょっとしたらアレルギーあるかもしれないですよ、スポーツセンター、元々のスポーツセンターでさえ、ちょっと縁遠かったのに、新しくなってもなかなかということも、私はちょっと町のお年寄り、結構な数に、スポセンだけを聞いた訳じゃないですけども、日々ご意見をお聞きしている時にスポーツセンターの話も話題になりましてね、ちょっと、あ、縁遠い印象を持っているなと私は危惧を持ちました。従いまして、その利用の仕方、お年寄りの気持ちに寄り添うというか、行政の方からちょっと近づいていく試みも必要かなと思いますので、ぜひ今、課長が言われた若がえり学級とかですね、いろんな集まって、わざわざ来なくても集まってこられる時がありますのでね、ぜひ気持ちの把握をして、それを次の対策というか対応に生かしていただきたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、高齢者の部分での少子高齢化の中での特にスポセン等、利用される部分での、ちょっと人によっては、スポセンが遠い存在になっているんじゃないかというお話でありましたけど、その辺も含めて、回答でもお話したように、このスポーツセンターの基本構想なり、検討委員会というものを組織の中で立ち上げているんですけど、その中で例えば老人クラブの中でお話をどういうふうな、これから運営も含めてどうしたらいいのかとか、例えば検討委員会の中にも老人クラブの代表者が入っただいて、その辺のとこのご意見を伺ったところで、先ほど課長がお答えしたように、今のこれからの高齢化の中で介護予防と健康づくりというのが重要なところだと思っておりますので、その辺、福祉保健課とその辺のところを連携をとりながら、例えば介護予防の中でどういうふうに健康づくりというのか運動がどう効果があるかということも把握しながらですね、その辺を一層これからも充実しながらやっていきたいと思っておりますので、その辺のところでもよろしくお願います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） まさしく今、教育長が言われたことが今後、中心になっていくんじゃないかなと思います。スポーツセンターというと、球技をしたりですね、何か激

しく体を動かすようなイメージが定着しているんですね、でもね、やはりお年寄り、そういうイメージがあるんですよ、お年寄りにはまだ。でもね、今、教育長言われたように、お年寄りの今日的な課題というのは、いかに健康を少しでも、増進までいかどうかはわからないですけども、現状維持なり、少しでも右肩上がりをしながら、最後はぼけを封じてですね、老後を少しでも明るく、少しでも健康にということがもうポイント、日本人のポイントだと私は思っておりますので、そこに焦点を当てて、プログラミングもやがて、お年寄りのですよ、プログラミングをするだろうし、PRもするだろうし、時には足の用意も、時にはですよ、足の用意をするというようなことでなっていくと思いますんで、ぜひ今、教育長言われたことと私が質問している主旨は全然大きく違わないと思いますんで、回答のとおりお進めいただければよろしいかな、ありがたいなと思います。

それではもう時間もありませんので最後、6点目の団体の活性化と新スポーツセンターサポート組織についてであります。団体の活性化は回答にありました。子どもが少なくなっていくって、若者も少なくなっていくって、私は役場に入った頃からみるとスポーツ団体、そして個人のスポーツそのものも若干昔ほどの元気がないなと思って、何とか元気になればいいなと思っている一人であります。だから教育委員会が回答のようですね、活性化にも十分留意をしていくという点でぜひ進めていただきたいなと思います。それでサポーター組織の件ですけども、さっき教育長の回答の中でいみじくも私のイメージしているものとそっくりなイメージの回答部分がありました。それは限られたマンパワーを用意して種目ごとというか、そこまで細かくできるかどうか、できればいいんですけども、指導を町民の方々にスポーツの指導をしていただくと。そしてその中から、元々長けた人がいますからね、町民の中にはスポーツに長けた人たくさんいますから、そういう人だとか、新しくスポーツに触れて、いいなというような、スポーツはいいなとこうなった人がやがて次の段階の指導面を支えていく。それを狙っているんだという、狙っているというか、そうありたいなというような回答でした。それなんですよ、私の言っているサポーター組織っていうの、簡単に言うと。輪が広がって、富士山の裾野が広がって、裾野に位置している、裾野より少し5合目あたりの人というか、5合目から8合目あたりにかけた人たちが、今度は裾野の広がりを持っていくような活動をする。名前はいつでもいいんですけども、そういう人たちを組織化してですね、タッチしてというか、組織に入っただいて、組織を作っただいてと言った方がいいかな、時にはスポーツセンターの、時にはですよ、できる範囲で行事のお手伝いをしたりですね、みんなでその時はサポーターでなくてもいいです。普通の町民の皆さんも含めて清掃活動をするとかね、周りの何かごみを、あまりないと思いますけど、公共の敷地だからきれいにしていると思います。掃除をしたりですね、時にはお年寄り、先ほど言ったお年寄りの取り組みにちょっと関わってみたりと。いろいろ想定できると思います。そういった割とオープンな応援団です。簡単に言うと。スポーツセンターを核にした町民有志の応援団でみんなでスポーツセンターを盛り上げ、長く大事に大切に使うていきたいと思いますやという趣旨のことなんですけども、教育長さっき言われたようなことは発展的にいくと、こういう組織にはなりませんか。なってほしいとも思っています。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、ちょっとお年寄りの前段この質問の中でもお話あったよ

うに、町長の方からうちのスポーツセンターの利用の形態もさっきお話したんですけど、団体が今ここ4、5年なんですけど、団体の利用が2万人ぐらいで、その他が大体四、五千人ぐらいということで、後は個人が四、五千ということで、私ども思っているのは、やっぱり団体の、回数は少なくなってきておりますけど、この利用の形態というのは、やっぱりアリーナが主体的な部分ですので、やっぱりそういう運動の主体的な部分でいえばスポセンの役割としては、そういうスポーツ機能というのはもっていくんだ。そういった意味では、団体利用の数は急激には減っていかないんじゃないかと私自身は思っていますし、先ほど来お話しているように、新しいスポーツセンターの機能として、さまざまな諸機能を持つということで、よりそういう子どもからお年寄りまで含めた、そういう方たちがより健康的な部分でそういうふうに活動はできればいいなというふうに私自身は思っているところで、今、サポーター組織のご質問あったように、例えば先ほど来出た、しゃきっと倶楽部というのがあるんですけど、そこでは男性や女性の会員さんと、そこにボランティアと一緒にやってって、例えばその運営の中でボランティアさんが数名いて、一緒にサポートしたり、事務的なというか、受付もやりながら今やっているということで、まさしくその辺がですね、今後そういうところが発展的になればいいことと、それと今もそうなんですけど・・・

○議長（上原豊茂君） あと1分です。

○教育長（林 秀貴君） はい。親が子どもの活動をして、例えばそのスポーツにしたことがないけどスポーツして、そこでスポーツ指導者になったという例もたくさんうちの町ではありますので、その辺も含めた中で組織を通じながら、そういう指導者の要請も含めて、新しいスポーツセンターの中で、そういう人たちが育つような形で体制づくりができればいいなと私自身も思ってますんで、その辺のところでも努力してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 名前はともかくですね、みんなでスポーツセンターを盛り上げ、支えていくという、指導者であったり、利用者であったり、それが団子になってですね、一つの方向性ができればいいなと思います。我々もスポーツセンター、せっかくできた・・・

○議長（上原豊茂君） 時間です。

○10番（山田日出夫君） ものですので、一生懸命、有効活用するよう、そして行政がそういう取り組みをすることに協力をしながら・・・

○議長（上原豊茂君） 時間が終わりましたので・・・

○10番（山田日出夫君） 盛り上げていきたいと思えます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、ただいまから私の一般質問をはじめていきたいと思っております。今回の一般質問につきましては、大きな項目で2件ありますので、まず最初に1件目なんですけれども、国民健康保険についてから入っていきたくと思っております。

昨年12月に北海道国保運営協議会が開催され、そこで来年度納付金の仮算定結果が示されたと聞いております。

ついては、この仮算定結果を踏まえ、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目ですが、来年度、次年度、北海道の全市町村が納める納付金総額は、今年度と比べてどのように変化をするのか。

また全道の被保険者1人当たりの保険料収納必要額ほどの程度になるのかお伺いをいたします。

二つ目でありますが、本町の来年度納付金、次年度納付金の納付額はどのくらいになるのか。また、被保険者1人当たりの保険料、申し訳ありませんけれども、本町の場合、保険料じゃなくて保険税ということですので、私の方で間違いまして、これを税に直していただきたいなと思っております。被保険者一人当たりの保険税の必要額はどの程度になるのか。

三つ目ですが、来年度の保険税が今年度に比べて増額となる場合、本町はどのような対応をとるのか。

以上、3点について、お伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「国民健康保険について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「来年度、北海道の全市町村が納める納付金総額は、今年度と比べてどのように変化するのか。また、全道の被保険者1人当たりの保険料収納必要額ほどの程度になるのか」とのお尋ねがございました。

国民健康保険事業は、ご存じのように、平成30年度から都道府県単位化され、北海道に「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、納付に必要な保険税額を徴収することになります。

なお、回答にあたっては、平成31年度の確定額でお答えいたしたいと思っております。

北海道の全市町村が納める納付金総額は、1,520億559万2千円となります。平成30年度は1,535億2,304万4千円で1.0%の減額となっております。

また、1人当たりの保険料収納必要額は11万6,665円で、所得割11.64%、均等割4万6,600円、平等割3万431円の算定に基づいています。参考に、所得が200万円で夫婦2人のモデル世帯では35万6,400円となります。

次に、2点目の「本町の来年度納付金の納付額はどのくらいになるのか。また、被保険者1人当たりの保険料必要額はどの程度になるのか」とのお尋ねがございました。

本町の来年度納付金の納付額は、2月1日の通知によって、総額で3億520万6千円

となります。平成30年度の2億8,833万3千円からみますと、約5.9%の増額となっております。この増額の要因としましては、被保険者の減少率の影響によって、平成30年度の給付額が低く抑えられたため、平成31年度の給付額が高くなったと推測されます。

また、被保険者1人当たりの保険料必要額につきましては、14万2,674円で、所得割10.81%、均等割4万2,725円、平等割2万8,220円による算定しております。1点目のモデル世帯と同様の所得が200万円で夫婦2人の世帯では32万9,800円となります。平成30年度の同様の世帯では、31万6,600円となりますので、1万3,270円の増加となります。

ただし、1点目、2点目ともに市町村標準保険料率による試算となり、本町は独自の保険税率で算定するほか、低所得世帯には、7割、5割、2割の軽減があり、平成31年度も軽減判定所得が拡大するため、軽減の対象となる方も増える見込みです。

3点目に「来年度の保険料が今年度と比べて増額となる場合、本町はどのような対応をとるのか」とのお尋ねがございました。

北海道の国民健康保険保険料は、5年後に統一される予定となっておりますので、激変緩和によって5年後に大きな差が出ないように、既に税率改正について検討を重ねているところで、先日の「国民健康保険事業の運営に関する協議会」でも説明をさせていただいているところであり、今後の堅実な保険運営を継続できるよう努めていきたいと考えています。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、答弁がありましたので、その答弁に基づいて、若干でありますけれども質問をさせていただきたいと思えます。

国保の問題について、今回取り上げたのは、やはり町民の中から、特に低所得の方、いわゆる主に75歳以上になれば後期高齢者医療ということになりますけれども、いわゆる年金を受給されて生活している方、ならびにそうじゃない方でも、若い方も含めて多子世帯といいますか、子どもさんがおられる家庭も含めて、やはり国民健康保険に対する保険料の負担、これがやっぱりちょっと重すぎるという声が相当数あります。これは結局、国民健康保険だけが社会保険料として納めている訳ではなくて、介護保険もありますし、75歳以上になれば、この国保とは違って、後期高齢者という、そしてさらにそこに医療費だとか、さまざまな経費がかかっていきますので、そういうことも鑑みながら、やっぱりせめて国保はやっぱり何とかならないかという声を受けての質問になる訳なんですけど、まず次年度というか来年度、もうすぐ4月から年度変わるんですけども、本町の場合、先ほどの回答にありましたように、平成30年度の同様の世帯、いわゆるモデル世帯でいきますと1万3,270円増加となるということになっています。そして、ただ本町の場合も、いわゆる独自の保険税率、いわゆる所得割が5.6%でしたか、それに均等割1人当たりいくらかということが2万9千円、そして平等割が同じく2万9千円というふうな独自の算定方式でしますので、これは当然その中で示されてくることとは思いますが、この1万3,270円の増加ということでもありますけれども、実際どのような形でこれが

いわゆる道に納める収納額を満たせるというふうを考えておられるのか、再度お伺いをしたいと思います。いわゆる独自の算定で、町で保険税を徴収することになるんですけれども、これで本当に可能なかどうか、この辺の考え方、見通しはどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 平成31年度の北海道の納付金の支払いにあたりまして、保険税にどう影響してくるのかというようなご質問だったかと思います。これにつきましては、現在のところの納付金額、それと現行税率との比較をしますと、ぎりぎり現行税率でも納付金が賄えるというような見込みでございます。ただし、回答書の中にも書かれてありましたけれども、5年後、保険税、保険料が全道統一になる平準化というものがされる見込みでありますので、その時に毎年激変緩和で2%ずつ上がっていくこととなりますから、その時いきなり12.6%上がるということになることが果たしていいことなのかどうか、今年は足りても来年また4%ぐらい、1人当たりの保険料に対して足りなくなるということも想定されますので、今年においてもぎりぎりでもあるものですから、若干その辺については税率改正ということも考えながら検討しておりますので、またそれについて先日の国保の運協の方でも、運営協議会の方でも議案として諮らせていただいておりますので、少しずつ税率改正をしていかなければならないと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 何とかぎりぎりでも賄えるのではないかという回答でありましたけれども、一つはこの基準になるのは、去年の特に国保の問題でいけば農業所得というの結構大きなウェイトを占めてくるんでないかなというふうに思います。これが当初の、いわゆるこの、年度当初の予算は示されていますけれども、その中の保険税の算定の基礎になっている、いわゆる農業所得、これがもうすぐ確定申告がじき終わるんですけれども、これの結果いかんによっては、そのぎりぎりも足りなくなるということも当然考えられるのではないかなというふうにも思います。一つはね。だからそういうことも含めて、その時のもしそうなった時の対応が一つね、どうするのかということも含めて考え方としてですけども、やっぱりどこかでもっていなきゃいけないんでないかなと。少なくとも当然そうならば一般会計からの持ち出しということも含めて、そういう考え方に立つのかどうか、この辺についてのちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 今、保険税のことについて質問がございましたけれども、さっき福祉保健課長がお話した件については、去年の所得に応じての課税をしておりますので、そういった形で31年度は賄えるという話でございまして、31年の保険税については、今、本当に確定申告をやっている、その金額を基にして算出する訳でありまして、町民課としては、若干、農業所得については、昨年よりも下回るのではないかという想定をしているところでありまして、実際に来年の、もう来年度の4月ですから、来月あたりにその金額で算出しまして、北海道に納める納付金をいくかどうかを検討させていただきたいと思っています。それで今までは納付金がいかなかった場合、一般財源で補填ということもあったかと思いますが、北海道の移設になった場合、一般財源で補填するということについては、しないでほしいというのが原則論でございまして、私どもとしては北海道納付金に合わせた税率を検討していかなきゃいけませんし、実際は4月の課税所得の状況

をみながら、税は利率は検討していかなければならないのかなということ考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、課長の方からも答弁がありましたけれども、一つ道の方からの指導も含めて一般会計からの繰り入れは好ましくない。これは国の方でも元々は言っていましたけれども、いずれにしても当面、おそらく6年間、はじまって昨年からですから平成の年号でいけば33年か4年ぐらいまでは、とりあえずはそれも仕方ないよみたいな形が何か取られていたのではないかなと。その後北海道としてどうするかと言ったら、それ以後は統一保険料にしていきたいという考え方ではなかったかなというふうに思っています。もう一つ言いたいのは、ちょっと考えていただきたいのは、所得割をどうするかという、当然それはやっぱりある一定程度ちょさなきゃならない時がくるのかなというふうなことが思っています。個人的には。その理由としては、やはり低所得の方も含めて、一番やっぱり負担のかかる均等割、平等割をどうするかという問題、これは何て言うんですか、やっぱり考えていかなきゃいけない。その見直し、あるいは廃止も含めて、これはやっぱり低所得の方たちに対して、この均等割、いわゆる1人2万9千円、家族2人になれば5万8千円ですか、そして平等割ということになれば1世帯当たり2万9千円、言ってみれば応能負担の原則ということから考えてみても、なかなか厳しい金額になってくるのかなと。もう一つ言えるのは、これは全国の知事会なんかでも1兆円の負担を公費で何とかということ国に対して要望書を出していますけれども、この1兆円の負担がもし公費で知事会のいわれているように、この国民健康保険の財政に投入されれば、ほぼ均等割、それと世帯割、いわゆる平等割、これがなくても済むだけの1兆円なんですよね、知事会の方でもやはりそういう今の国保をどう運営していくとか、いわゆる仕組みとして国民の命を守っていくためになるかということでは、やっぱりそこら辺の改善が必要だということ多分言っているんだと思うんですが、そういうことから考えると一定程度の所得割の見直しも含めて考えることがくるだろう。ただ、問題は今言った均等割の問題、特に均等割というのは、少子高齢化、特に少子化ですね、いわゆる所得のない子どもたちにも2万9千円かかる。いわゆる納めて行かなきゃいけない。そういう問題もありますので、その辺の見直しも含めて、特に町長なんかには全国の知事会の公費負担の要望も含めて、どう自治体として声を上げていくのかというのが、これから大きな課題になっていくのかなというふうに思います。特にこの健康保険の負担の大きな要素というのは、やはり所得割も大変な部分もありますけれども、やはり均等割、平等割、これをどうやって見直しながら、あるいは廃止をするかも含めて、やっていながら考えていかざるを得ない時代に入ってきてるんでないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか、その辺。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、国民健康保険の総体的な見直しも含めたご意見をいただきました。ご存じのとおり日本の皆保険、すなわち健康保険というのは、六つの制度から成り立っているというのはご存じのとおりです。協会けんぽは3,700万人、組合健保は2,900万人、共済が900万人、それから今出ている自治体の国民健康が3,200万人、それから組合の健康保険が300万人、それから後期高齢者が1,600万人、これが0歳から75歳以上の方々の健康保険の母体となっている訳です。その中で国民健康保険の

この自治体健康保険、3, 200万人が今非常に揺れ動いているというのが本当のところでないでしょうか。ここが崩れると、この皆保険制度そのものがなくなってしまうというか、危ういという状況も私はあるんでないかなというふうに思います。特にこの国民健康保険は昔は国民健康保険だけを一般会計から入れると他の健康組合に入っている人からみると非常に差別的でないのかと。例えばこの国民健康保険というのは農家の方、商工会、商工業の方々が自営業の方々が入っている健康保険だと。とすると、そこだけに一般会計から繰り入れすると特別扱いにならないかという意見もございます。しかし、考えてみると、この国民健康保険は非常に低所得者が多い、とりわけ職場を退職した人が入る。しかも所得が非常に低い状況の中に入ってくるという状況ですから、とすると、我々もですね、公務員も60歳を過ぎたり、65歳になると、否応なしに、この国民健康保険に入ることになります。と考えていきますと、決して商業者や農家の人たちのための健康保険ではないんだと。しかも母体からいうと国民健康保険の保険者というの大変少なくなってきたという状況もありますから、それから低所得者を考えていくと経営自体が大変危ない。だから昭和56年に福田栃木県知事が1兆円を国は入れなさいということをしている訳です。実は私どもの町とも大変縁のある岡崎高知県市長、国民健康保険中央会会長ですけども、私も毎年彼にお会いして国民健康保険の話をする機会がございます。その時にも彼自身も言うておりますけども、もう限界だと。今の状況では限界だと。だから国の負担をやっぱりちゃんと入れていかないと駄目だというのが1点。1兆円かどうかは別として。

もう1点は、法人減税が非常に影響していると。すなわち企業の人たちの企業減税をやったことによって、国の財政そのものが非常にコンパクトになってきている。だから健康保険に回せないんだということを含めてですね、こういったこともやっぱり直していかなければならない。均等割、これについても、子どもを軒並み子どもの数で課税されていく訳ですから、これらも含めても直していかなければならないという意見があります。これが崩れると、まさにバランス、国民健康保険そのものがもう崩れていくと病院の経営が成り立たなくなる。そしてまた医療の崩壊を招くということも含めて、岡崎市長は会長として国に対してもこのようなことを言っている訳です。ということを考えていくと今、都道府県化になる時に3, 900億円程度のお金を入れた訳ですけども、こんなんではとっても足りないというのが一般的です。ですからぜひ国にもこういったことを要望していかなきゃなりませんし、1兆円入りますと当然半額に保険料というのはなってくるということも推測、予想額出ております。それからもう一つ、私どもの姿勢として、保険制度が改正になるまで一般会計からの繰り入れをしてきました。大体2億強です。そして医療費と保険料を低価、安価に抑えながらバランスを保ってきたということがあります。都道府県になることによって、そのことが安定的に保険運営ができるんでないかという答弁もしてまいりましたし、そのように考えてきました。しかしさつき課長からも言いましたように、道はできるだけこの一般会計からの繰り入れはやめてほしいということでもあります。これは国の要請でもあります。根本的なことを解決しないで、繰り入れをやめることが本当によいかどうかということも含めて、私自身も問われているのが1点です。

それから医療費の無料化もしています。そうした中でうちの町の保険料の納付は99.4%です。本当に町民の方がご努力いただいて、この保険税を払っていただいています。

これを保っているということの中でさらにこれを圧迫していいのかどうかということも含めていくと、当然、平等割や均等割、応益負担のところも含めてですね、これを見直すことが本当にいいのかどうかということの真価が問われているというのが私自身が今抱えながら、次期31年度に向けてどういう決断をするかと。安定的な国民健康保険と同時に、そして負担の問題含めてですね、どうしなきゃいけないかってことが問われているというのが現時点です。これから次期町長がどのような形でこの保険税について提案をするのかということは、また新たな議論をさせていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁もありましたけれども、特に均等割、平等割の関係でいきますと、やっぱり子ども、均等割でいけば、子どもがたくさんいけば、所得のない子どもにどんどんカウントされるということもありますけれども、例えば均等割、世帯割の7割、5割、2割の軽減策ありますね、それだけの軽減策があるんだから、だいぶ違うのかなというふうに数字だけみれば、7割、5割、2割だけみればそう思うんですけども、実際これが例えば均等割、世帯割の合計金額になりますね、これの7割、例えば均等割、いわゆる基礎保険分でいけば2万9千円の均等割と1人あたりですよ、これが2人なれば、仮に1世帯で2人いる場合はこの5万8千円、それに平等割で2万9千円、これはもう必ず平等割入ってくると。その他に後期高齢者の支援分あります。6千円になります。二つ合わせて。均等割と平等割、それから介護保険の納付、何て言うんですか、介護納付金分というんですか。これなんかも含めて考えると、やっぱり1世帯当たり、最低限、いわゆる1人でいても、1世帯1人であっても7万6千円、2人仮にいてももう10万円超える金額が、その均等割と平等割でいくと。そのうちの5割だからったら5万何がしになりますね、それがやっぱり大変だという世帯が国保のいわゆる収入階層といいますか、所得階層の中では本当に大変な思いをする部分が相当程度いるのも現実でありますので、単に7割、5割、2割で改善されるという捉え方では、やっぱりちょっと今のこの世の中の状況からいくと、なかなか厳しい人もいるという捉え方をぜひする必要があるんでないかなというふうに私は思っているところです。そういう面からも、ぜひ、時間も次の質問もありますので、これで終わりたいんですけども、やはり次年度以降に向けて、万が一、納付金がどうするかという問題と合わせて考える時には本町としては、やっぱり保険税の抑制をどうするかというのをやっぱり思い切って考えていかなければいけない、この道の方だって、もう来年度の方でもう12億の基金のうち6億を使って、このレベルに抑えているという話も聞いていますので、本当にそれからいくともっと厳しい数字がこれから出かねないということだと思います。そういう面でやっぱり市町村、特に自治体がそういう抑制、町民に負担をどれだけかけないようにするかということを実際に考えていかなければいけない、そういう時に入っているなと思いますので、再度、町長からの答弁をいただいで終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおり部分あります。しかしこの国民健康保険体制をやっぱりどう維持していくのかということのを抜きにしてこれは語れない。その点でいうと都道府県化になって、市町村の財源状況から道になったことによって、国民健康保険全体

の資金的なことは安定するのではないのかという予想をしてたということも事実でありますから、しかし今、ご指摘のとおり、もう基金が半分に減ってきているという状況です。やっぱりこれは一つは国として1兆円、例がいいかどうかは別としても1兆円の国として責任を持って皆保険を守っていくということを強く要請していかなければならないというのが1点です。

それからもう1点は、私たちの今の負担が重すぎるというものに対して、どこまで私たちが自治体としてカバーできるのかとか、それはやっぱり真剣に議論していかなければならないというふうに思っていますので、今、7割、5割、2割の軽減税率の話も出ましたけど、実際はこうやって軽減を受けている方は国民健康保険税を払っている方の半数です。残り半数はこういった軽減税率を受けていない方です。だから当然これらも含めて考えていくと、中間層の負担率が高くなっていくという問題もありますので、含めて、全体的に総体として、どうあるべきかということを重ねて内部的に詰めながら、あらためて提案をさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 国保の問題については、まずは今回この程度で納めたいと思います。

次に、定住自立圏構想についてお伺いをいたします。

この度、北見市を中心市とする1市4町からなる「定住自立圏構想」の推進で、新たな広域連携が取り込まれようとしています。この構想については平成21年に総務省が「定住自立圏構想推進要綱」を制定し取り組みを進めているものではありますが、去年は新たな「自治体戦略」ということで総務省の「自治体戦略2040構想」が公表され、これを受ける形で第32次地方制度調査会での調査、審議が始まっているところであります。

今、取り組もうとしている「定住自立圏構想」も、この流れの中で見ることも必要ではないかと思っています。ついては次の点について町長の見解をお伺いいたします。

1、この「定住自立圏構想」を先行して取り組んでいる自治体の成果や課題等についてはどのように捉えているのか。

次、二つ目ですが、この協定を結び、北見市を中心市として1市4町での広域連携による取り組みから、本町は何を期待するのか。

三つ目です。協定実施に伴う課題や問題点について、その有無も含めてどのように捉えているのか。

四つ目です。この構想の推進と、自治体が持つ「団体自治」「住民自治」という本来的機能に関わる点で問題はないのか。

以上、4点にわたってお答えをいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「定住自立圏構想について」4点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「この『定住自立圏構想』を先行して取り組んでいる自治体の成果や課題についてどのように捉えているのか」とのお尋ねがございました。

定住自立圏構想につきましては、圏域の中心市と近隣市町村が自発的に協定を結び、相互に連携することにより医療や交通などの住民生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活

性を図るものとされています。

北海道内では中心市要件を満たす15市が中心市宣言を行い、13圏域98近隣市町村が定住自立圏形成協定を締結している状況にあります。北海道が示す実施圏域における主な取り組みとして消費生活相談体制支援、公平委員会の共同設置、初期救急医療確保対策のほかドクターヘリ運行や障がい者等の生活支援拠点事業などの地域独自の課題に対応した取り組みが進められています。

特に、医療、防災、教育等の分野での取り組みに一定の成果が表れていると思います。また、これらの定住自立圏では、どのような事業に取り組んでいるかの住民認知度が低いことが課題となっており、より住民ニーズに沿った事業展開が必要であると思います。

次に、2点目に「この協定を結び、北見市を中心市として1市4町での広域連携による取り組みから、本町は何を期待するのか」とのお尋ねがございました。

2月28日に北見市第1回定例市議会において、北見市長が中心市宣言を行いました。中心市宣言書では、医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災などの生活機能の強化に係る分野、地域公共交通、情報格差の解消に向けたICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、地域内外の住民との交流・移住促進などの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、人材の育成、外部からの行政および民間人材の確保、圏域市長の職員等の交流などの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野を近隣町と連携することが想定されています。

協定につきましては、今定例会で「訓子府町定住自立圏形成協定の議決に関する条例」を提案させていただき、今後協定に向けた協議を進めることとなりますが、医療、福祉、公共交通や廃棄物処理など住民生活に直接関わる制度の充実などが挙げられるところであり、協定内容につきましてはあらためて議員の皆さまのご意見を伺いたいと考えています。

次に、3点目に「協定実施に伴う課題や問題点について、その有無も含めてどのように捉えているのか」とのお尋ねがございました。

定住自立圏形成協定締結後には圏域共生ビジョン懇談会で議論され、具体的な事業を網羅した定住自立圏共生ビジョンを策定する予定にあります。旧来の北見ブロックでもある1市2町に加え、美幌町、津別町が参加する枠組となりますが、協定については北見市と締結することとなりますので、全ての項目で1市4町が連携する必要はないと考えられます。

また、1点目でも触れさせていただきましたが、取り組み事業に対する住民認知度を高め、共生ビジョンの内容の精査、検証などを行い、住民満足度が高められるよう努めていくことが大切ではないかと考えているところです。

次に、4点目に「この構想の推進と、自治体を持つ『団体自治』『住民自治』という本来の機能に関わる点で問題はないのか」とのお尋ねがございました。

定住自立圏構想推進要綱では、要綱で定める中心市宣言のほか協定書、共生ビジョンに関する国による事前審査や認可、決定などの手続きを必要とせず、圏域自治体の独自性により特定の課題解決に向けて取り組み、各々の自治体の政策的戦略と重なり、圏域全体の活性化が図られるものであります。

そういったことから、国から独立した団体で自らの権限と責任において地域行政を処理し、自主性、自立性をもって、住民の意見と責任の下で地域の実情に沿った行政を行う

といった地方自治の本旨に影響するとは考えていません。

また、広域行政推進につきましては「一部事務組合」や「機関の共同設置」などの地方自治法によるもののほか、平成11年「ふるさと市町村圏推進要綱」平成12年「広域行政圏計画策定要綱」の後継として「定住自立圏構想推進要綱」が策定されており、前段でお答えしましたが、広域連携事業が国の思惑どおりに進んでいないことなどから、議員が前段で言われている「自治体戦略2040構想」、その後の第32次地方制度調査会での審議につながっていると思われまます。

しかし、自治体戦略2040構想策定には、研究会への地方自治体委員の参加がなかったことや、9か月、16回の委員会で拙速な議論、構想策定に至るなど地方制度調査会の総会では、私どもの代表である市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の委員から構想に関する否定的な見解や時間をかけた慎重な議論の必要性が言及されました。

諮問内容は、人口減少の深刻化と高齢者人口のピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公、共、私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方についての調査、審議であり、構想の視点である標準化と効率化はもとより、人口減少と高齢化の責任を地方に向けることなど多くの論点があります。地方制度調査会の審議に向け、地方自治体の現場の意見としてさまざまな機会を通じて発信していきたいと考えています。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、今いただいた答弁に基づいて何点か、限られた時間でするので、本当に何点かになりますけれども、今ちょっと心配だなと思う、この推進にかかって心配だなと思うことをちょっとお聞きしていきたいんですが、一つはあくまでも中心市というのがこの協定の主になるといいますか、中心市がいわゆる仕切っていくと。取り仕切っていくような、マネジメントをするという形がとられている内容かと思えますけれども、そういう中であって、先ほど連携の話も前段でありまして、例えばごみの問題だとか医療の問題だとか、さまざまなものが、特に訓子府の場合、北見市との連携の中で進めているものもたくさんありますし、そういったことをのっけから否定するものでは全然ないんです。やはり大事なものは連携しながら、協力しながらいくべきだと思っておりますけれども、今回この出されている、既にもうこれは相当前から、10年ほど前から定住自立圏構想というのはもう先行してやられていたんですが、この北見市がなかなか最後の方だということで今になっていると思うんですが、言ってみれば、国からこうある意味、押し付けられるというか、自分たちが望んでこういう形で一緒になってやろうということじゃなくて、こういう仕組みをやってきなさいと、こうしなければ、後からもちょっと触れたいですが、結局特別交付税という形でお金で財源で政策誘導されるような、そういう一つの仕組みになってないのかなというふうな観点、思いがしているところであります。例えばこの定住自立圏協定に基づいて、定住自立圏共生ビジョンというのが、おそらく作っていくことになるんですが、これは中心市が策定をします。いわゆる北見市が策定をやって、定住自立圏の将来像や協定に基づいて推進する具体的取り組みを決めていくことになっていくんだと思うんですが、このビジョン作成の中で、例えば決まった事業、こうい

うことを訓子府と北見市、1対1の関係でやりますと。その時に訓子府はどういうこのビジョンの中に参画できるようなことになるのか。逆に言えば訓子府は北見の人たちからも聞きますけれども、小さな訓子府だからこそやれていること、自治体としてやれている施策も含めて、うらやましがられているぐらいのところがあるんじゃないかなと。特に産業政策でいけば農業の問題、商工事業者のいわゆるさまざまなきめの細かい住環境のリフォームの問題やら商店出店の問題、それに対する手立ての問題、あるいは子どものいわゆる子育ての問題含めた施設のありようも含め、先ほども出たスポセンの問題も含めてなんですが、本当にこうきめの細かい、訓子府だからこそやってこれた自治体行政がこの広域連携の中で北見市とどういう中身で連携しようとしているのか。それに対して訓子府の声が本当に反映できるのかという問題。そういうことで事業を進めて、仮に進めたとしても、訓子府がそこで近隣町村が受けてくれる、いわゆる受ける特別交付税というのは、何か特別枠で1,500万円はいいですよと、その範囲で、上限範囲で。北見市の場合はどれぐらいになるんでしょうか、中心市の場合は。何倍もなるのではなかったかなと思うんですが、ちょっとその辺、ちょっと確認させてください。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、何点か再質問ございました。まず今後の意向の部分のところでは申し上げますと、議員言われてた共生ビジョンの策定については答弁でも申し上げましたけれども、懇話会というところを北見市が設置するものでございますけれども、当然4町、連携する4町の民間の代表の方も、ちょっとまだメンバー的には固まっていりませんが、構成員として入れながら協定を結んでいくということではございます。そういった意味からは、一方的に北見市がビジョンを作って連携の町にそれを強要してくるようなスタイルはとられないのかなというふうには思っております。

それともう1点、特別枠の部分の北見市の特交の上限額、上限額としては、中心市は8,500万円ということで国の要綱の中で定められております。そういった意味では、どんな事業かというのは、今後の部分の策定の中に入りますけれども、るる町長答弁の中でも答えた部分を拾いながら、過去の、過去というか、現在も進めている連携事業も含めた充実をどう図っていくかということも含めてですね、課題となっているかなというふうには思っておりますし、また新しいそういった連携する事業が生まれれば協定締結後にまた変更というような仕組みも設けられているという状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、課長の方からも答弁ありましたけれども、おそらくそういうふうな方向で行かなければ基本的にはやっぱりとんでもない話になってくんだと思うんですが、仮にそういう目標といいますか、そうありたいということは十分わかるんですが、そうしてもらわなければ困るんでありますけれども、やはりなかなかこういう、いわゆる広域になればなるほど、本来の自治体としての何をどうするかというのは訓子府もさまざまな議論をしてきて、それでもまだ足りない。こども園の問題にしても、スポセンの問題にしても、さまざまな分野でさまざまな議論を重ねても、それでもなおかつ、なかなか大変なことがあるという中において、一つの広域でこういうことを進めていくということになって、そこに財源も付与されてきながら、あるいは中心市のいわゆるマネジメントで進めていく訳ですから、そういうありたいというものがどこまで本当に具体化、いわゆる

町民の声がそこに反映されるのかというところがやっぱり心配だということです。そのことが先ほど最後の方で住民自治、団体自治のことで本当に大丈夫なのかといった、やっぱり出発点、きっかけなんですよね。やっぱりそこら辺をしっかりと捉えた中で進めなければ、少なくともこの問題はもう2010年ぐらいから進めてきて、元々の出発点はやっぱり少子高齢化、人口減少だと思うんですよ。その中であって、自治体はどうあるべきかというところで、増田寛也さんなんか途中でもうこれに関わって、いわゆる定住圏自立構想に結構深く関わってきたと思うんです。彼が地方創生という、訓子府も取り組んでいる、ああいう戦略プラン、あれもまだ、今年度で終わることになるんですが、その善しあしも出ない中で、本当にどうなのかなという思いも一方です。だからその辺の検証も含めて、やっぱり町長には、この圏域の中でそういう話、いわゆる会議も含めてある時に、やっぱりもっともっとう町民の目線に立った、今までの経過も含めて訓子府のやってきたことも含めて議論していかなきゃいけないことがあるんじゃないかというふうには本当に思うところです。国はなんもこの定住自立圏で終わりにしようと思ってないですから、2040の構想ではっきりと四つの大きな主点があって、言ってみれば道州制の過去にいわれた道州制の迂回作戦なんですよこれ、どうやって道州制につなげていくか、あの時、市町会も結構反対があったからできなかった。だけれども、それをどうやって次の形で手を変え品を変えやっていくかということの一つの表れとして、これが今、変質してきているということもあるんでないかなというふうに自分なりに思っているところなので、その点の見極めもしっかりちょっとしていただきながら、町長の考えをちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変時間が足りない中で、こういう議論をあまりしたくないと言ったら本当のところなんですけど、ただ12月にこの話がありました北見市から。担当者の方からうちの担当の者に、で、私の考え方を問われましたので、担当者レベルで決めることではないという、だから市長、町長が全員集まって、これからの基本的なスタンスを考えましょうということを行いました。これが1点です。で、辻市長と置戸町長が私の部屋にやってまいりました。で、置戸と訓子府含めて、やるのであれば、一つは美幌、津別も一緒になってやっぱりやって、圏域全体の自治をどう高めていくかということを通認の認識にしないとイケないと。すなわち北見市だけがいいところ取りなんてことにはなりませんよという話です。さらにまた国が進めている2040年問題のこのことに対しては、基本的には反対だと。これは辻市長も含めてですよ、すなわち北見市だけ強力な権限を持つような状況というのはあってはならない。ここを確認させていただきました。

次にです。私は北見の幹部職員に言いました。ぜひ長野県の南信州圏域を学んでほしいと言いました。すなわちそれは一部事務組合や、あるいはさまざまな今の共同組織がありますし、圏域もやっておる。こういったものをしながら、例えば一部事務組合の議会も活用しながら、この圏域の問題については議論し、ウインウインの関係で実際にそれぞれの立場を認め合って、阿智村であれば観光政策、泰阜村は福祉政策、下条村は子育て支援、根羽村は林業政策といった、それぞれのもっている自治の特徴をお互いに共有しながら圏域の住民自治、あるいは団体自治を高めていこうという発想であります。私は今、あまた多い、訓子府だけで解決できる問題だけではなくて、こういった今、近隣市町村も含めて

一緒になって取り組んでいかなければならないことというのたくさんあります。ですから、お互いの対等、平等の関係をきちんとしながら、こういった課題に向き合っていくという、それはひいていうと圏域の団体自治や住民自治を高めていくという力になっていくんではないかなってことが2点目です。

3点目です。これは今4月に入ったら地方制度審査会のメンバーが北見に来るとか来ないとかって話があります。ぜひ訓子府町長も出席してほしいという話もあります。この時には力いっぱい主張させていただこうと思っておりますけども、2040年問題、これは今のこの定住圏域のこれが国はまどろっこしい。だからこの圏域を全部の自治体は網羅した中で新たなものを作り出していこうというのは、まさに議員がご指摘のとおりです。しかし町村会や議長会等々も含めて、非常に懐疑的な考え方を持っています。私たちはやっぱり言うべきことはちゃんと言う。そしてそれは認められないということを主張していくということも、全国に向けて発信する。あるいは国に対してもちゃんと主張していくことは大事なんでないかなというふうに思います。1,500万円出ると話です。私は貯金しようと思っております。本当は8千万円も含めて平等にそれぞれの自治体が山分けにしたらいんじゃないかという話も冗談めいてしてはますけども、それは町民のために使うものがあれば使って、基金にでも入れようやという話を提案してはますけども、これからどうなるかわかりませんが、いずれにしても議会の議決がなければ駄目です。そして中身についても精査していかなきゃならない。これらを含めて、この圏域構想については前向きに捉えながらですね、発展させていきたいと。決して国や北見市に飲み込まれるようなですね、そういう定住圏構想にはならない。逆に北見市を飲み込んでやりたいぐらいの思いでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは最後の方に、時間もありませんので、本当に具体的なことで1点、ちょっと確認だけしたいんですが、この問題について、いわゆる協定案を今度、議会議決にということになっていくと思うんですよ、今回の議会でも、これは議会の議決が要する件としての、いわゆる議決が今度、この度のこの議会が必要になると同時に、それがあればと協定案が前段の説明では第2回の定例会、いわゆる6月議会に、その協定案について示されてくると。議決もお願いするということになるんだと思うんですが、6月議会までの間でどのような流れで議会なり、中身が示されるのか、議論がどういう形で出てくるのか、その時には、私も含めて、町長も、町長は大丈夫かもしれませんが、ここにいるかどうかも含めて、非常に微妙なところ、みんなあると思っておりますけれども、その辺の考え方はどのようなスケジュールで6月議会に向けて進もうとしているのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 6月、それはおそらく北見市もですね、選挙が9月にありますから、含めて想定すると協定の中身のこれから4月以降ですね、新しい体制の中で中身をそれぞれの自治体で詰めながら、そして6月議会に協定の案をそれぞれの議会で諮ろうと。ただ一致する、しなくても、訓子府だったらこうするというのも含めて6月議会を別途にしていますけれども、それは決まりではありません。あるいは9月議会、12月議会になることも想定できますけれども、スケジュール的には、まずは今日、議会で美幌、津別

はもう既に議決、条例の議決をしていただいたようです。後は置戸と訓子府だけですけれども、議決をいただいて、次のステップの協定案づくりに進めていきたいというのが考え方です。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで私の質問は終わりたいんですが、この議会の始まる前にこの北見市の定住圏自立に関する中心市宣言いただいたんですが、実は北見の議員さんたちにも議会でもんなにならているのと聞いたら、はっきり言って唐突なんだと。市長からはっきり言ってね、これはよその市のことに我々があんまり口を挟む。そういうことは差し控えたいと思うんですが、非常に詳しい説明もなかったと。もちろんこの定住自立圏、そのものの話も全庁的な、いわゆる北見の市役所としての中身の議論というのはほとんどないと。中で決まっているだろうと。そういう中であって、拙速に、なぜ急がなきゃいけないんだという、これは背景には来年度というか31年度で合併特例法というのかな、あれがもうなくなって、切れるということも踏まえた、そういう背景もやっぱりあるんだろうということはあるんですけども、あまりにもやっぱり、北見市も戸惑っているところある。やっぱり少なくとも訓子府は全庁的な、全庁というのは役場全体でそれぞれの部、課で、箇所でも議論もしながら、どうしていくのかという議論をやっぱりしっかりとさせていただいて、取り組んでいただければいいかなというふうに思っています。そういうことも含めて、最後に町長からあればお答えいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 工藤議員が心配する国の圏域構想、それから定住圏自立構想、定住圏の進め方も拙速ではないのかと。これは私自身も受け止めております。これらを踏まえてですね、やっぱりこれから進むであろう、さまざまな協議でですね、いいものを作り出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 以上をもって、私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

室内の温度の関係もありますけれども、それぞれ体調に合わせて上着の脱着をしてください。

次、9番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 河端です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

パブリックアート事業の今後の考え方につきまして、教育長、町長に伺います。

平成28年に、本町出身の水本修二氏の彫刻作品「関係空間」の移設に伴い急遽策定された「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」に基づいた「パブリックアートによるまちづくり事業」は3年経過しました。

この件については、12月定例会で余湖議員からも同様の質問がありましたし、私も何度か伺っていましたが、改めて今後の考え方を伺います。

この事業は、5年間の長期的な武蔵野美術大学との連携事業として毎年200万円程度を予算化されていましたが、今までの経過を踏まえて今後どのように考えていますか。

以上、お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「パブリックアート事業の今後の考え方」についてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

平成28年度に策定した「次代へつなぐ訓子府町文化芸術活動方針」に基づく「パブリックアートによるまちづくり事業」は、武蔵野美術大学と連携を図りながら実施した「彫刻作品公開制作」や「黒板ジャック」など、さまざまなプログラムに多くの町民の方々が参加し、文化や芸術に触れる貴重な機会を得ることができたと考えております。

まず、今までの経過について説明させていただきます。

平成28年度に、本町出身の彫刻家水本修二氏の彫刻作品「関係空間」の移設と、武蔵野美術大学の先生による講演会、町内の関係者を交えてのシンポジウムを開催し、平成29年度からは、次のような事業を展開してまいりました。

「彫刻作品公開制作」では、町の開拓期をテーマにハルニレの倒木を素材にして、彫刻家山本麻璃絵さんが「くわ・くわ・くわ」を制作し、町の発展期をテーマに石を素材にして、彫刻家松尾ほなみさんが「うんま」を制作いたしました。見学した町内外の方からは「作者が制作している姿を間近に見ることができる貴重な機会だった」など多くの感想が寄せられ、公開制作の目的が達成されたと感じております。

「彫刻体験ワークショップ」については、ハルニレの倒木材や、粘土によるワークショップを実施し、彫刻への関心を持つきっかけとなりました。

武蔵野美術大学の学生による「黒板ジャック」は、すべての学校で実施し、黒板にチョークで絵を描くという日常が非日常に変わる驚きと感動を一つの芸術活動として子どもたちに伝えることができました。

こうした流れに刺激を受けて、子育てサークルなど町民自らが企画して、ロードアートや和風ランタンづくり、行灯づくりを行い、小さいころから芸術を気軽に体験できる機会の重要さを感じてもらうことができました。

「パブリックアート入門講座」では、彫刻家である小川研氏の案内による「パブリックアートめぐり」を行い、町内にある身近な彫刻作品の理解が深まったと感じております。

次に「パブリックアート事業を今後どのように考えていきますか」のお尋ねがありました。

今までさまざまな事業展開を図ってきた中で、芸術に接する機会が少ない地方であっても町民が芸術を身近に感じたり直接触れたりする機会により、芸術への興味・関心を広げ、感性や創造性、表現力を豊かにすることができ、また、子どもたちにとってはさまざまな芸術に触れる機会が増えたことにより、教育的効果が大変高まったと確信しております。

このような状況から、武蔵野美術大学との連携による「パブリックアートによるまちづくり事業」につきましては、当初の計画どおり平成29年度から平成33年度までの当面は5年間を目途に事業を継続していく考えでおります。

彫刻作品公開制作につきましては、本町の開拓期、発展期、飛躍期、現在、未来という五つの時代区分を5年間の基本テーマとして進めていく予定です。

また、武蔵野美術大学の学生による黒板ジャックは、すべての学校の黒板に絵を描くことができ、多くの児童・生徒が作品を鑑賞することができましたので、今後は鑑賞から制作に発展をさせ、子どもたちと大学生によるワークショップによる作品づくりなどを実施したいと考えております。

他に、町民が芸術に親しむアート入門講座や体験活動などを継続実施し、既存の社会教育事業との連携も図りながら事業を展開してまいりたいと考えております。

また、今まで以上に各事業に町民の方が参加できるようなPRと、事業に関わっていただくような体制づくりを図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 当初この事業の方針としまして、町民や町内出身者による発表の場と文化財を活用した学習機会の提供と次世代への継承が必要で町民とともに文化芸術活動に取り組み、まちづくりにつながる総合的な事業展開をするということで最初は10年という話だったんですけど、後に5年間を目途に見直すということだったんですが、この提携事業、武蔵野美大とのこの提携事業はどのような内容で提携契約というのをされているのでしょうか。口頭で今後どのような内容で申し合わせとか提携契約をされているのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいまパブリックアート事業における武蔵野美術大学との契約といいますか提携内容についてのお尋ねがございました。大学の方とは当初からお話をさせていただきましたが、武蔵野美術大学彫刻学科との専門の先生とお話をさせていただきながら、逐次、単年度で契約をさせていただいております。概ね構想にもありますとおり彫刻、公開制作でいきますと彫刻、それから学生の参加する旅するムサビにつきましては、今後どうしていくかということは、またそれぞれ単年度です、大学側と協議をしながらということですが、基本的には協定書みたいなものは特には交わしておらず、5年間こういう構想でいくということをお互いに確認をしながらですね、単年度契約で進めているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 単年度契約ということでしたら、今までの3年間みて、これが当初の目的を達していないような部分があるところら側が認めた場合は次年度はこういう事業は行わないとか、そういうこともできるということですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 事業の契約につきましては、いつからいつまでこういうような内容でということですので、特に5年間という部分のことについては、当初お話し

合いで話をしたことでございますので、今言われております達成をできなかったら契約変更ということは特に単年度の中では盛り込んでいる中身ではございません。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 単年度契約ということの中には前年度思うようなことにならないから次の年度は継続しないと、か、そういうようなことはできないということですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 事業達成につきましては、2年間実施をしておりますが、基本的には事業達成をできていると。こういう素材でこの期間に他の公開制作であれば作品を作ってほしいと。それからワークショップをしてほしいと。それから学生については黒板ジャックをして対話型鑑賞会を実施してほしいということで、2年間の中では成果があるということもありまして、次年度に向けてもまた準備を進めたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） このパブリックアートによるまちづくりというのは提携が武蔵野美大との連携という前提があつてなのか、あと昨年行われたような小川研さんの彫刻講座だとか、また町内にも道展に入られたような方もいますし、そういう方を講師にする、そのパブリックアートのまちづくりとか、そういうような考え方というのはできないでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず前段、武蔵美大との関係性についてでございますけど、お答えしたように、今までもお話したように、平成28年度の本町出身の水本修二さんの彫刻作品の移設に基づいて、その時、武蔵美大との関係性も深まったということで、まずそれで本町の中でもそういう芸術活動を武蔵美大と連携をしながらやっというところで事業を今展開しているところで、契約自体は単年度契約でやっている問題ですけど、概ね5年間の中でそういう展開をしようというところを今進めているところで、今、實際上、武蔵美大と連携でいえば、今2年目で来年3年目になるというような考え方で、何を持ってこの成果をね、評価するかというところの意味合いがちょっと私にはちょっと理解できないんですけど、その辺のところは私どもと、そういう私たちの意向に基づいて、その内容で契約して、それに基づいて単年度ごとにその成果を私どもの中で発揮してもらおうというような内容となっておりますので、その辺のところは、まずはご理解いただきたいと思えます。それと今、町内にも、そういう芸術の造詣に深い方もいるということでのお話でしたけど、もちろん武蔵美大だけで、事業を展開するというだけではなくて、そういう方々も含めたパブリックアートによるまちづくりも考えておりますので、その辺も、もしそういうことも含めて、今後事業展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 28年というのは彫刻作品が移設された年で、その年は5年間の中に入らないということなんですか。そしたら今2年目終わるということで、私は28年から含まれるのかなと思つたんですけど、私これにちょっと違和感、最初から感じたのは、やはり先にこちらに持ってくるという結論がありきで、その後、担当者の方、私いろいろなことを言って、大変ご苦労されて、急遽、いろいろな計画だの指針だとか、いろいろな

ことを作られて、大変ご苦労されたと思います。だから事前にそういうものがあって、それでその中で芸術作品を移設してというんでなくて、先に作品の移転がありきで、泥縄というのか、何かそういうような感じでしたものですから、あえてお伺いしました。この事業は、あくまでも武蔵美大との連携で5年間、あとこれから3年間ですね、それは今までどおり年間200万円程度の予算をみて継続するというような考えなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 再度のお答えになるんですけど、水本修二さんの作品があったから、この事業を展開するかどうかというところではなくて、それをきっかけとしながら、お答えしているように、町民にやっぱそういう触れる機会が少ない、こういううちの町の中でそういう機会を増やす部分ということで、そういうところではじめてということですので、その中で武蔵美大がありきかどうかというのは武蔵美大という、そういう専門性を持っている方のノウハウというか、そういうところを含めながら、うちの中で取り入れながら事業展開をしていくということで、今、前段お話したように、今までもお話しているように、それを5年間を目途にして今やっつけていこうというのが、うちの考えですんで、だから武蔵美大を主体的には中心的な部分の連携しながらやりますけど、先ほど来、お答えしたように、町民が主体的な例えば事業展開をしていただければ一番いいんですけど、その辺のことも含めて展開を図っていこうというふうに今思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほど申しましたけど、北見の彫刻家の小川さん、また町内にいらっしゃる絵や写真など、いろんな分野で活躍されている人、そういう人たちを巻き込んだパブリックアート事業というんでなくて、あくまでも今のお話でしたら、武蔵美大との連携による事業に特化して、あとこれから3年間という、それはもう固まっているということで、検討の余地っていうんですか、何かそういう余裕というか、その辺はまだあるんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、町内の方を巻き込んでの事業展開はどうかというご質問だったかと思えます。従前から町内の方、例えばイラストをされている方を講師に招いてイラスト教室をしたりとか、町内の方の道展やいろいろな作品展をされている方々の公民館のロビー開放事業などで、定期的ではないですが、作品を出していただいたりとか、鑑賞機会を設けたりということは従前からやっております。もちろんその方々も巻き込んで、この事業を展開していくということは、先ほどの回答の中にも既存の社会教育事業とも連携を図りながらということありますが、そこと離れてこの事業展開をしていくのではなくて、当然、武蔵美大が中心にはなりますが、町内のさまざまな作家の方、関係者の方ともですね、交えながらですね、またはその方からもご意見を聞きながら事業展開していくということで、今も進めているところですし、今後も進めていきたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） そうすると今、あえてこの事業、武蔵美大との提携、連携事業を撤退なり、やめるとか、そういう考えというのは今のところないということですか、そのあたり。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） なぜ武蔵美大から撤退しなきゃならないというところが、その疑問なのか私自身にはちょっとわからないんですけど、当初言ったように、そういう2年間やりながら、効果があって、これからも私どもとしては武蔵美大と連携しながら事業展開を図っていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） やはり、特に芸術というのは、いろんな考え方、感じ方があって、その人それぞれあると思いますが、ただ、今までのあり方、それがどうなのかなって、私の中でもちょっと疑問に感じたものですから、これからの提携のあり方とか、そういうことを伺いました。あえて伺ったのですが、とりあえず5年度を目途に事業を総括して継続のあり方だとか、そういうことを決めるっていうことで、今ちょうど真ん中の年になりますね、そのあたり、これからのやり方というか考え方は、もう一度お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 河端議員おっしゃるように芸術については人それぞれの考え方とか見方だとか、その時代の背景だったり、それがどう効果が表れるかって、なかなか難しいところではありますが、今、前段、私がお答えしたように、今、事業を続けながら、町民の方が芸術や文化に関心が高まったり、そういう感性が豊かになっているふうに、多くの方から私たちの方にも感想も寄せられていますし、その辺のところをこれから、前段申し上げたように、武蔵美大と連携を図りながら、また町内のそういう方々たちと一緒にあって芸術に触れるまちづくりに進めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 芸術といっても彫刻、絵画、写真、いろんなものがありますし、武蔵美大とは彫刻に限った連携ということで、絵画とか写真とかそういう方の派遣とか、そういうことはないということなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 現在も黒板ジャックとかもそうですが、その彫刻学科の先生からご紹介を受けて、いわゆる教職課程、美術大学教職課程の生徒さんを中心に、その生徒さんというのはさまざまです。絵画学科もいらっしゃれば、映像系の学科もいらっしゃいますし、当然、彫刻系の学科の学生さんもいます。そのような方々が来ていただいて黒板ジャックですとか、先ほど言われた対話型鑑賞会などという、そういうもの、これは彫刻に限らず、もちろん平面もございまして、そういう部分で継続をしてやってみて、大きな成果が生まれているのではないかなと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今いろいろ伺いました。教育委員会側としては事業の実績にかなりの成果があるというふうに認めて、これからも続けようと、とりあえずは5年間はこのことのように、やはりいろんな考えがありまして、たまたまあれはということでも私もいろんなお話をされたりしてたものですから、あえて何回もしつこいぐらいな、ちょっと質問の仕方になりました。ただ、今いろいろ伺いして、事業は単年ごとっていう、

これは費用の関係だと思んですけど、単年度、単年度できちんと総括して把握して、そして反省をして、じゃ次年度はどういうふうにするとか、そのあたりをきちんとしていかなきゃいけないのかな。そして5年後にきちんとか、今までの経過を踏まえて、5年後じゃ遅いんですね、きちんとか話し合いを武蔵美大とも話し合いをできるようにしていかなきゃいけないと思うし、町内のいろんな方も巻き込んだ芸術活動というのも必要じゃないかなって思いますが、そこをもう一度お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員おっしゃるように、私どもも毎年そうやった事業の展開した中身を検証なり、その辺のことを反省しながら次年度に向けて、こういう事業展開を図っていかうとか、町民の方々が多く参加できるように、また町民が主体的にですね、そういう事業展開を図るような形で進めることが一番いいと思っていますし、それが長く芸術文化がうちの町に根付くものだと思いますんで、それらのことを踏まえながら、これからは事業展開を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今いろいろ伺いましたが、きちんとか単年度で総括をして次年度に向けてどういうふうにする、そのあたりをきちんとかして、5年というのがちょっと気に、年度設定したというのがちょっと気にはなっているんですけど、やはりそれは外せないということなんですね。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 繰り返しの回答になるんですけど、私どもとしては、当初、始める時に5年間をもってということを進めた事業で、それらを先ほど言っているように、その中の事業の中での検証なり、進めながら、よりよいものを5年間の中でやっていかうという考えですので、まずは5年間を目途としながらやっていきたいと思っていますんで、その辺のそこをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） しつこくちょっといろいろ聞きましたが、やはりこれからあと3年あるということですね、その中できちんとか総括して訓子府のパブリックアートにふさわしいような事業展開をしていただきたいということでお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） そのような形で町民が喜ばれて、町民が主体的になるような芸術活動に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） パブリックアートについては、今、お答ひいただいたので、今、私が申し上げたことを踏まえてやっていただきたいなと思ひます。

次に、姉妹町交流事業の総括と今後の考え方について伺います。

開基100年を機に訓子府開拓の先人たちが高知県から入植されている縁から、平成13年に旧東津野村、現津野町との姉妹町締結がされて18年になり、これまでにさまざまな交流がなされています。

両町間で姉妹町災害時等相互応援に関する協定、津野町訓子府町の職員相互人事交流に関する合意書などがありますが、これまでの成果と今後の考え方を伺います。

毎年、姉妹町交流事業として約100万円、また別に人事交流事業として平成31年度は120万円の予算が組まれています。

1、町民の交流のあり方をどのように考えてどのように進めていきますか。

2、職員相互人事交流の成果と今後の考え方について、町長に伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「姉妹町交流事業」について、2点のお尋ねがございました。

1点目に、「町民の交流のあり方」についてお尋ねがございました。

津野町の交流は、ご存じのとおり平成5年に当時の橋本高知県知事に交流市町村の紹介を依頼したところ東津野村から交流の意思表示があったところから始まりました。

以降、訓子府町長と東津野村長の相互の訪問はもちろん、小学生の派遣交流や農業者の来訪受け入れなどを通じ信頼関係を深め、平成13年3月に両町の議会の議決を経て同年5月に「姉妹まち」の調印をしました。その後、東津野村は葉山村と合併し、津野町となりましたが交流は引継がれ今日に至っております。

これまで、よさこいソーランの公演、小学生の交換留学、農業者および商業者の産業交流、職員の相互派遣による人事交流、消防団演習の参加交流、姉妹まち災害時等相互応援に関する協定の締結など多岐にわたる交流が行われています。

特に小学生の交換留学では、平成28年からは夏に訓子府町の児童が津野町へ留学し、高知県の温暖であふれるばかりの日差しの中での「川」や「海」で遊び、冬には津野町の児童が訓子府でスケートや雪遊びなどで北海道の冬を満喫し、生まれて初めての体験をしながら、寝食を共にし、学校で共に学び、多くの思い出をつくり、留学先を離れる時には別れを惜しみ、かすかに涙を浮かべる風景も見られ、児童を受け入れていただいたご家庭の方々も含め生涯忘れることはないであろう交流をされています。

それぞれの町に帰った後も、個人的な交流を続けている子どもたちもいると伺っています。

また、最近では、開基120年記念事業で津野町に訪問した町民の方々が「棚田キャンドルまつり」の存在を知り、有志をつどい訓子府で姉妹町との共通の話題を作りたいと、末広多目的広場で「キャンドルナイト」を実施し、町民の目を楽しませていただいております。

津野町でも、本町に最初に派遣されてきた職員が、津野町の「天狗荘」という宿泊観光施設の担当者として現在活躍しておりますが、その施設で地元住民などを対象とした「厳冬バーベキュー・イン・天狗荘」と称し、訓子府で経験したイベントを津野町でも開催するなど、お互いの町の取り組みにちなんだ地域イベントが生まれはじめています。

他にも、本町の酪農家が提供販売しているソフトクリームに津野町の特産品の一つであるお茶を加工した「抹茶パウダー」をふりかけイベント販売するなど、交流の形はさまざまでございますが、今や姉妹町交流の輪は官同士の付き合いにとどまらず、一般町民の間にも徐々に広がりつつあります。

これまで積み重ねてきた交流をきっかけに、お互いの町民が官民の枠にとらわれず、より心豊かなまちづくり、人づくりにつながっていると感じておりますし、これは大きな交流の成果であると考えております。

今後においてもさまざまな交流機会を通じて、お互いの町の特徴を楽しみながら肌で感じていくことが交流の発展のひとつの鍵になっていくのかと思われます。

2点目に、「職員相互人事交流の成果と今後の考え方」についてお尋ねがございました。

平成24年度から実施しております、職員相互の派遣による人事交流は、本町からは4人目となりましたが、そのほとんどが自ら派遣を希望し、現在派遣されている職員も含め歴代の職員の津野町での仕事ぶりは高い評価を得ております。

また、派遣職員はそれぞれ、公私を通じて派遣先の地域に溶け込みお互いの町に大きな刺激を与えております。

環境を変え本町にいただけでは得ることができない経験は確実に職員の成長と自信につながりっており、また、初めての地域での住民との交流を通じたコミュニケーション能力の向上や両町の行政の進め方を学ぶことにより、その後の業務改善に生かすなど人事交流の意義は大きいと感じております。

現在行っている人事交流については、協定に基づいて、平成33年度までの10年で一区切りとなりますが、これまで積み重ねてきた交流を両町で検証し、お互いに丁寧な意見交換を行いながら発展的な見直しを図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今までに津野町と協定とか合意書というのは結ばれて、それでいろんな交流なりされてきたと思いますが、どのようなものがありますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 平成13年5月8日に、ご質問にございましたけども姉妹町としての締結をさせていただいております。17年に東津野村が葉山村と合併しまして津野町となりましたので、この時に締結し直しているという状況になっております。それから職員の人事交流につきましては、平成23年7月21日に両町が合意し、24年度から交流をスタートさせています。それから平成25年10月22日に災害時総合応援協定の締結ということで、災害時の相互にも応援し合うという協定を締結しております。また小学生の交換留学につきましては合意書は特に結んでおりませんが、平成19年度にいろいろ両町で協議し合いました、平成20年度から小学生の交換留学をスタートさせているということで、ここから本格的な交流が始まったのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 平成31年度については、姉妹町交流事業と人事交流事業に約220万円かける予定ですが、この他、例えば町長、議長などが表敬訪問などを合わせると大体年間どのぐらいこの事業にかかる費用というのはどれぐらいかかっているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 表敬訪問につきましては、表敬訪問する年もありますし、ない年もありますけども、仮に表敬訪問するとすれば1人十数万円ですね、それからあと毎年、交流推進協議会、こちらの方が90万円から100万円程度、それと人事交流の方で

いいますと、31年度は32年に人の入れ替えがありますので、赴任旅費等が計上されますので、その分が今回増えているということで、例年でいいますと70万円から80万円ぐらいというような事業費がかかっているという状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 姉妹町交流はお互いウインウインの関係であるべきだと思います。ただ、今までの中で児童センターのゆめゆめ館ですか、それと認定こども園わくわく園などに、津野町からヒノキ材を購入したりしていますが、この時ちょっと疑問に感じたのは、町内に伐期を迎えたトドマツ、カラマツなどがあって、森林認証も受けているのに、じゃ道産の木は建築に向かないのかという、ちょっと自分の中で疑問を感じましたけど、そのあたり、どのように考えていましたか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） わくわく園とゆめゆめ館は、一つは柱、それから梁等については町有林の木をあれして、集成材として使わせていただいたと。これはもう前からお話ししているように、町有林の木を伐期を迎えた町有林のカラマツを2千本伐採して、そして集成材として新生紀森林組合、あるいは留辺蘂の集成材業者をお願いをして使わせていただいたと。これは明らかに町内の町有林を広く普及させていきたいという思いであります。それから床材については、これはカラマツとかトドマツって訳にいきませんので、基本的には幼児教育施設というのは歌舞伎舞台じゃないんですけども、ヒノキというのは非常に材質にやわらかくて優れているということもあって、姉妹町にお話をさせていただいて取り寄せたという経過でございますので、決して地元材をないがしろにしてということではなくて、姉妹町の持っている山、お互いの山を守って、そして普及していくということで今回、津野町のヒノキ材を取り寄せたと。床材として使わせていただいたと。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 確かにヒノキはヒノキ舞台、ヒノキのお風呂と、すごく貴重な建材であります。たまたま町内にもあるのにといい思いがあったもんですから、これによって建築費もちょっといくらか上がったのかななんて勝手に思って伺いました。

またこれから建設予定されている消防庁舎とか、図書館などには、そこまでは津野町のヒノキを買うとか、そういう考えはないとは思いますが、その辺どのように考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これからの施設はですね、やっぱり木を意識した建物というのは視野の中に入れていかなきゃならないということは事実であります。しかし、消防庁舎やですね、図書館の床材にですね、ヒノキだとかスギを使うだなんてことにはならない。やっぱり適材の材料、木材を使用するというのが基本ではないかなと思います。しかも地元優先というのは、我々としては当然のことだと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） もう1点、訓子府に思いを寄せていただいたふるさと納税の方の返礼品の中に津野町のお菓子なんかありましたけど、今それはどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 補正の質問でもお答えいたしましたけども、11月から

総務省の方から通達がこられまして、地場産品に限定するということですので、津野の製品については返礼品からは外させていただいております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 何でこんなことを聞いたのかというと、町長なり表敬訪問したり、お互いに訪問する中でお互いにうちの木を使ってくださいとか、うちのあれを使ってくださいとか、一国の総理大臣も外遊の時は何らかの手土産的なこともあるのでそういう経過の中で出たのかななんて勝手に思ってお聞きしました。今の状態はそれはなくなったということでもわかりました。

職員の相互人事交流ですが、当初から10年という設定は長いのかな、最初、単身者ということもありましたけど、段々、家族のいらっしゃる方とか、いろんなこともあって、単身赴任という形の状況もありますし、今、職員の行政機構担当事務表なにか見ましたら、1係1名とか、兼任、兼職をしているとか、かなり職員も余裕がないような状態じゃないのかなと思いますけど、そんな中であえて2年間ずつ10年、そういう交流をするということはどうなのかなって思います。あと2年あるということですよ、だからもう1回、3年ですか、もう一人どなたか変わるといいますが、この考えというのは、あくまでも変わりませんか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 平成23年に両町で合意のもとで24年度からこれらの事業スタートしておりますけども、その中で10年を目途にということで、まずは10年を目途にということで、それでまた引き続きもし両町が合意が整えばですね、さらにまた10年というようなことでの、当時そういったことで合意しているところです。今、その人事交流につきましては、短期間でなくて、2年間という長期的な交流ということで実施しております。それで先ほどご指摘の中にも1係1名だとか、そういったところもあり余裕がない中でというお話もございましたけども、双方ですね、中には向こうから来られた方で1年という方もいましたけども、それなりに2年間という期間がありますと、それぞれ戦力になって実際に業務の上でも支障なくですね、進めていると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） この実際に行かれた方から聞いた訳じゃないですので、あくまでもちょっと誤解なさないで。はたから見て単身赴任2年とかそういう状況がどうなのかなとか、また2年というのは長いですし、浦島太郎的な感じになったりしないのかなって私が勝手に心配しているだけで、これの意義とかそういうことについては今、お話をされたようなことでわかりますが、これはこれからどのように考えていくのか。職員の年齢も上がってきてますし、職員もいろいろあると思いますので、もうそろそろこういうこれからのことも相談しなきゃならない時期だと思いますが、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 10年というのはですね、一つの節目ではないのかということで、お互い10年間の中で振り返って、これは年度、それから派遣することの是非も含めてですね、両町がお互いに研鑽するということでの10年です。1年で来るということ。1年だけ行くということは、逆に言うと、受ける側としては責任のある仕事を持たせれること

ができるかという問題もありますので、やっぱり2年間というのは必要な年数ということで判断してやらせていただいた。それから今4人の方が行っていますけども、うちは少なくとも行かせてくださいと。町長行かせてくださいと。こういう職員たちなんですよ、僕が職務命令で行けて言った訳じゃない。それほどやっぱり行って来た者たちが非常に学ぶところがあって帰ってきているからこそ、私に行かせてくださいということを言っているのではないかなというふうに思います。もちろんつぶさに向こう行った職員の仕事ぶり、帰ってきてからの仕事ぶり等々含めて、私は今4人の職員は全て昇任させています。というほど、やっぱり他人の飯を2年間食うということは一人の人間としても職員としても非常に極めて大切な経験をしてたくましくなって帰ってきているということが総体として今私が感じているところです。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 直接担当の方からいろんなことお伺いしたということじゃなくて、私が今、単身赴任は大変だろうとか、いろんなことを思った中で聞きました。だからその職員をどうのこうのということは絶対避けていただきたいなと思います。私の思い込みでお聞きしているということで。それで今度10年、この次10年目になりますけど、やはりそれを見直したりするというのは、いつどのような形でされるでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今行っている職員は来年の3月31日まで任期があります。その次は来年の4月1日から2年間行くということになりますから、当然、最後の職員の相互交流の段階では両町の町長、あるいは担当課長含めてですね、改善点、あるいは見直すべき点等も含めてですね、議論になっていくと思いますので、まずは今行っている職員が来年無事に帰ってきて、そして来年また新たな職員を派遣するという状況の中で検討していきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） さまざま今メリットを伺いましたけど、中にはデメリットもいろいろあるかと思いますが、そういうことも含めて、これからきちんと計画していただきたいなと思います。設定が10年というのはどうなのでしょうね、町長の任期の4年とかっていうんだったらわかりますけど、最初から10年という設定ってというのは、ちょっと長すぎたりはしないでしょうか、そこだけ。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が提案したのは、子どもの交流をこれは教育姉妹町の経験を踏まえて、やっぱり姉妹町交流の大事な部分に子どもの交流を入れたい。これは池田町長にそのように提案させていただいて、大変いいことだと。さっきも答弁させていただいたとおり夏、冬、子どもたちを派遣している。それから職員派遣については池田町長の方から逆に職員をぜひですね、北見市はもうずっとやっておりますけども、職員交流をやって、共に学ばせたいと。これを町長受けてほしいという要請を受けて、話し合いの中で一つは2年、そして10年を一つの区切りとしてどうだということですので、ご理解いただきたい。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

あと7分です。

○9番（河端芳恵君） 交流の経過など、今お伺いしてわかりました。ただ、これからきちんといろんなことを総括して、それから次の10年というのは私は個人的に長い、契約としては長いのかなと思いますが、その辺のことも含めて、やっていただきたいなと思います。

以上。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 当然ですね、これは期間も年代のこと等も含めて全体的なやっばり総括をしなきゃならないと思いますので、ご指摘されるまでもなく、やらなきゃいけないことだと思っています。姉妹町全体含めてですね、私は非常によく、この姉妹町締結、そしてならびにいろんな事業を展開しているんだなっていうふうに私自身は思っています。名前だけの国際姉妹町とかいろんなのありますけれども、そうではなくて津野町とうちの町の姉妹町関係というのは良好で、しかも中身のある交流をさせていただいていると捉えております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） いろいろ申しあげましたけども、そういうことも頭に入れて次のステップに進んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。一般質問に入る前にですね、本日は8年前の今日、14時46分にですね、東日本大震災が発生しております。8年たっておりますが、一般質問の途中でですね、その時間がこられると思いますので、まずは亡くなった方々にご冥福をお祈りいたしましてですね、質問にはじめたいと思います。

それでは、質問通告書に従いまして「第6次訓子府町総合計画」の施策の取り組みについて伺います。

～「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぷ～をまちの将来像としております。将来像の実現を図るため、7つの基本目標を設定しており、基本計画では44項目からなる分野別計画を策定しています。その中で前期5年間、平成29年から平成33年度を前期重点プロジェクトと位置付け、三つの重点プロジェクトを推進しています。計画全体では368項目ほどの目標が設定されており、各種施策に取り組んでいるところでございます。総合計画の基本目標を基に、それらの進捗状況と課題を伺います。

一つ目に、基本目標、強い「産業」で活力を生み出すまちづくり、その中から、重点プロジェクト（1）「強いまち」プロジェクトから「力強い産業と雇用をつくる」の進捗状況

と課題を伺います。

二つ目に、基本目標、いつまでも「健康」に暮らせるまちづくりから、重点プロジェクト（3）の安心して住み続けられるまちプロジェクトから「安心して住める住まいを確保する」と「誰もが安心して暮らせる環境をつくる」の進捗状況と課題を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第6次訓子府町総合計画の各種施策の取り組みについて」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目に「強い町」重点プロジェクトから「力強い産業と雇用をつくる」の進捗状況と課題についてのお尋ねがございました。

まず「農業の持続的発展」につきましては、農業生産基盤整備の推進に関して、町内各地区において水利施設等保全高度化事業等の道営事業を活用し、国および道の予算措置の影響もありますが、ほぼ計画どおりに進行しております。今後の課題は完了地区の後継事業をどうするかを検討や人件費、機械経費、資材費などの高騰により当初計画より事業費が上がる傾向にあるため、地元負担軽減につながる北海道によるパワーアップ事業が継続されるよう働きかけをしていかなければならないと認識しております。

畜産生産基盤整備の推進に関しても畜産クラスター関連事業等の活用により着実に取り組みを行ってきておりますが、なにぶん事業承認が遅く速やかに酪農家の要望に応えられないのが問題点となっております。課題としては戸当たり飼養頭数の増加に伴い、糞尿の処理が問題となってきており、現状の国の基準では整備が難しく国に基準緩和を要望するか、あるいは独自で糞尿処理施設整備への支援を検討していく必要があると考えております。

新規就農者・後継者の営農技術、経営への支援に関しては、農業後継者をいかに確保するかが課題であり、国および道の補助事業の活用やきたみらい農協との連携による支援事業を展開しております。

特産園芸作物の作付維持、技術伝承では、メロンに関して平成29年から増反奨励やブランド化の支援に取り組んでおります。増反苗代助成の活用もあり町内の作付維持には貢献しておりますが、ハウスを新設してまでの増反者はなかなかいない状況にあります。次期対策を検討する上でどのような支援が効果的なのか、メロン振興会等から意見を伺いたいと考えております。

最後に、町内研究機関との連携による農業生産技術の開発に関しては、北見農業試験場に「早期出荷向け玉ネギの収穫前進技術の開発」を30年度から3か年試験委託しております。1年目の成績としてまだ期待される成果は出てきておりませんが、今後においては、播種時期や根切り、葉切りのタイミングによる影響など、より具体的な試験を行いながら平成32年度に向けた農業者に役立つ研究成果を取りまとめてまいります。

次に「地域商業の活性化」につきましては、商店街活性化に向けた自主的な取り組みへの支援に関しては、商店街の活性化を図るためストリートフェスタやはしご酒などに対する支援や事業者の運営資金、設備投資資金借入への利子補給を実施してきております。また、店舗に関する支援では、空き店舗活用による店舗出店支援、店舗改修支援を行ってお

り、事業開始以来、店舗出店では10件の実績、店舗改修では25件の実績を上げております。地元企業への就業促進では、町内業者が正規職員を雇用した場合の事業所と本人に対する支援として商工業就労助成制度を設けておりますが、現在まで1事業所1名の対象者への支援にとどまっており、町内企業が正規職員としての雇用がなされていない現状にあり、町内における次世代を担う若者の稼働率や定住促進に関し課題と捉えております。

地域企業との情報交換、連携強化に関しましては、地域経済の基盤を支えていく重要な役割を担っている商工会に対し支援を行っており、特に商工会と連携した取り組みとして住環境リフォーム事業は町民からの要望も多く、毎年町からの補助金額満額の事業実施がなされている状況で、町内事業所の受注機会や商品券による消費拡大が図られております。しかし一方で商工会員の高齢化や後継者不在などにより、商店は減少傾向にあります。今年度制定をいたしました訓子府町中小企業、小規模企業振興条例に基づき事業者の持続的発展を図るため商工会と一緒に具体的な計画、施策を実施していくことが重要と考えております。また、農業関連事業所へその時々町の新たな施策や事業所に関連する施策などを説明するとともに、各事業所が抱えている課題や問題点についても行政も共通認識に立つことを目的として懇談会を実施しており、過去には懇談会の中でホクレン訓子府実証農場の飲料水水質悪化に関し問題提起がなされ、町水道を供給するための水道施設整備を行うなど、地元企業の事業活動支援を通じた存置対策を実施してまいりました。

今後も総合計画の重点プロジェクトで掲げております「農業の持続的発展」や「地域商業の活性化」が図られるため、各種施策の展開を着実に実施していくことが重要と認識しております。

次に、2点目の「安心して住み続けられるまち」重点プロジェクトから「安心して住める住まいを確保する」と「誰もが安心して暮らせる環境をつくる」の進捗状況と課題についてのお尋ねがございました。

重点プロジェクトにもありますように、住み慣れたまちで自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まいなど安心して暮らせる環境を確保し、誰もが「安心して住み続けられるまち」をつくることを目標として掲げております。

「安心して住める住まいを確保する」の中の「高齢者向け住まいの充実」の進捗状況につきましては、建設課が中心になり、各課の担当者による第1回目の「住宅施策構想打合せ」を2月19日に開催し、ニーズ調査を実施するにあたり、その方法などについて検討したところであります。

また、平成31年度には第8期介護保険計画に向けて実施するアンケート調査の中で、住まいについての項目を入れ、調査する予定でおります。

「高齢者向け住まい」の課題としましては、現在、町内に要介護1および2の方の住める施設がないことではないかと考えております。そこで、住宅施策構想打合せでも「サービス付き高齢者住宅」や「シルバーハウジング」など、各種住宅等のそれぞれの長所・短所を洗い出し、住民ニーズを踏まえ、検討していく必要があると考えております。

次に「誰もが安心して暮らせる環境をつくる」の中の「障がい者施設グループホームとの連携」の進捗状況につきましては、平成30年度に障がい者グループホーム「もりの風」へ、介護員1人分の賃金を運営費補助し、連携を図っているところです。

課題としては、「もりの風」は現在、グループホームに10名の入居とデイサービスに1

1名の利用、職員はグループホームに12人、デイサービスに4人配置されていますが、人材不足のため、募集してもなかなか介護員が見つからず、利用者を増員できないという課題を抱えているとお聞きしております。

しかしながら、「もりの風」では、本町出身者などを優先的に入居させていただくなど、いろいろ便宜を図っていただいておりますので、「もりの風」が継続していけるよう、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま非常に数の項目の多いですね、事項に関して説明いただき、誠にありがとうございます。その中でですね、農業に関しての課題を的確につかんでいるなということも感じております。特にクラスター事業の非常に大きな金額を投資した事業でございますが、その経営状況は非常に順調だと伺っております。しかし今後の課題としては、帯広地区、十勝地区のクラスター事業をみればわかるように、今後やはり糞尿処理をですね、どうするかということが大きな課題となっておりますし、そこにはまた非常に大きな金額が発生するという課題もしっかりと把握されているので非常に安心したところでございます。その中でですね、今回質問をさせていただきたいのはですね、基盤整備事業についてですね、少し伺いたいなと思います。全国的に人口減少などによるですね、産業の衰退が進んでおる中でございますが、本町においても活力あるまちづくり等を目指しですね、力強い産業をつくるということを目標に挙げております。本町の基幹産業である農業の持続的発展を重点プロジェクトに位置付けしております。農業生産基盤整備事業についてですね、本年度の予算においてはですね、名称が先ほど説明にありましたように、水利施設等保全高度化事業という名称に変更になったようでございます。その中でそんな状況であります、農業基盤整備促進事業費は平成27年から約5年間の間の平均ではですね、年間約1億8千万円ほど予算付けされておりました。この予算額に対してですね、一部では農業は大変優遇されているのではないかとというふうに考える方もおられます。また私たちの中にもそのことを容認されるような意見もありですね、基盤整備事業の理解について大変危惧しているところでございます。農業基盤整備事業およびですね、畜産生産基盤整備事業の評価について、どのようにですね、行政側として評価されているのか伺いたいと思います。

まず一つ目はですね、訓子府町の農業の粗生産額ですね、粗生産額と近年の粗生産額の変化をですね、状況を伺いたいと思います。

2点目にですね、農業基盤整備事業の費用対効果といいますか、非常に大きな金額を投入している訳でございますが、その事業の評価を行政としてはどのように捉えているかという、この2点を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の農業の粗生産額の推移、変化という部分でございますけれども、平成26年度でいいますと、本町の粗生産額でいいますと124億円ほどでございますが、それが27、28、29と毎年のように農業の生産額については上昇してございまして、28年度は147億円と、過去最高の額を記録してございます。

29年度産につきましては若干災害等の関係もございまして138億円ということで、若干28年度よりは下がっておりますけれども、年々右肩上がりというようなことで推移をしているというふうに考えております。

それから事業の費用対効果の関係でございまして、やはり粗生産額、農業の所得等が上がっているという部分に関しましては、やはり一番の要因としては、昔から行っております基盤整備事業、これが着実に進んでいるということによりまして、畑の状況、排水の状況、いろんな状況が好転されて生産額につながっているのかなというふうに考えております。また畜産に関しましては、クラスター事業の導入、先ほど議員おっしゃいましたようにクラスター事業の導入によりまして、牛の飼育頭数等も、町全体ではですね、増えてはいない状況ではありますが、個々の部分で言いますと、やっぱりクラスター事業等、それから機械導入等を行った酪農家については、少しずつでも頭数が増えたり、乳量が増えたり、高品質の牛乳が生産できたりということで、所得の改善にはなっているかなというように考えておりますので、町全体で考えましても、農業に関しましてはやはり各種の事業の効果がでてきている。過去からもそうですけれども、それが依然として続いているというふうに認識をしております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいまの費用効果および事業効果を伺いましてですね、非常に高額な予算を投入している中でですね、しっかりと効果を上げている事業であるということの認識をさせていただきました、やはり長年にわたりですね、この基盤整備事業、菊池町長になってからも継続されているということをもってですね、各農業者が技術研鑽に励みですね、また北見農業試験場等の技術をですね、含めましてですね、より一層の農産物の収量を求めているという状況であります。しかしですね、その中でですね、非常に近年整備事業の中で天候の変化、特に集中豪雨等の影響によりですね、各所で基盤整備事業の箇所が破損したりということも起きております。その辺で非常に乗り遅れた部分といえますかね、基盤整備事業で乗り遅れた部分もあるということの認識について、ちょっと伺いたいと思います。基盤整備事業につきましてはですね、過去において訓子府の町史を見ますとですね、訓子府の農業はですね、昭和の初めに客土、それから暗渠排水によって、今日の豊かな土づくりを試しに行われたと。要するに今、客土と暗渠排水というのは今もやっている事業でございまして。さらにですね、訓子府町史に書かれておりますところから見れば、昭和57年からですね、農村総合整備モデル事業として本町の農業振興地域、1万2千ha、これは当時のほとんどの全域がその恩恵に受けるというような大事業だったということでございまして。それが昭和57年当時の町長と組合長はこの事業を円滑に進めるためにですね、訓子府町農村総合整備計画推進協議会、別名、豊かな農村づくりをめざす会というのを組織されたそうでございまして。これは歴史に書いてありました。さらに地区ごとにまた事業ごとにですね、推進団体を組織して事業推進を図られた。現在の期成会に近い組織となりですね、非常に大きな成果を得られたといわれております。実際その先輩、先人の方々から始まった基盤整備事業、それから37年経過しております。そのことにより当時の施工技術、施工方法、使用資材など多分に大きく変化していると思います。近年は集中豪雨なども非常に多く発生しておりますね、施工方法も変化があると伺っております。そこで質問でございまして、一つ目にですね、暗渠排水施工事業等での最近の施工、

もしくは施工方法、それから使用資材について、どのようなところが改善されているのがあれば伺いたいと思います。

それからもう1点はですね、均平事業において、傾斜地の施工内容について改善点が施されているならば伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 基盤整備事業の施工の関係、具体的な施工の関係でございます。2点ご質問がございました。まず暗渠排水の施工の方法、昔と比べてどう変わっているのかという部分でございますけれども、まず暗渠排水の管の材質については、昔から素焼き土管ということで当初からスタートしてございましたが、一時ですね、確か素焼きの管じゃなくて合成樹脂管、穴の開いた有孔の合成樹脂管という施工も一時、道の方で検討され施工したところもあるというふうに聞いておりますが、結果的にはやっぱり素焼き土管の方が有効的だということで現在も素焼き土管、基本的な暗渠については素焼き土管、それから集水管については合成樹脂管等での施工というふうになっているかというふうに思います。また被覆材ですけども、昔、麦わら、稲わら等での被覆材ということで施工してありますが麦わら、稲わら等が年々不足しているということもありますので、現在はチップ材等での被覆材ということで施工しているのが主流というふうになっているという部分でございます。その辺が昔と比べると変わってきている部分かなというふうに考えております。また均平事業に関しましては、これについては昔も今も均平に関しましては、それほど大きな変化というのはないのかなというふうに思いますけれども、一時期やはりかなり山の傾斜地、そういうところで平にするための均平事業というのを行われておりましたが、ここ数年では、それほど事業の中での均平という部分、大規模な均平という部分は少ないのかなと。逆にちょっとした段差、畑と畑の段差ですとか、傾斜の部分の部分を平にするというような部分の均平事業というのが現在は主流かなというふうに考えております。施工の方法につきましては、これはもう測量等を行いながら切土と盛土というんですかね、そういうのを勘案しながら平にしますけれども、ある程度、傾斜はやっぱりつけないと排水の関係もございまして、そういうのも測量しながら行っているというふうなことで伺っております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、施工方法等、また施工資材の改善点を聞いた訳でございまして、非常に過去においては、やはり稲わらとかの使用でもってですね、やっぱり経年劣化でもって、まったく排水能力が落ちているという状況の基盤整備の箇所もあります。それから均平等においては最近の施工方法を見ますと、やはり傾斜地の末端に水止め溝を作っていますね、水がそのまま下流に流れていかない。傾斜地であればその下部の沢等を削り取らないようにですね、水止め、土止めをし、そしてそこに排水路、もしくは排水溝を設けてですね、1か所にきしっと水を落としているという施工が見られるようでございます。そういう作業をすることによって、最近頻発しております集中豪雨からかなりの効果があるというふうに見ておりますし、実際大雨の後に行ってみますと、その箇所については下流まで土砂が流れたり、崖を崩したりというところは少ないようでございます。そんな中でですね、やはり10年前ほどの工事については、そういうところの基準で作業をやっておりませんでしたので、最近の大雨等によって非常に排水路が破壊、損壊されたり、崖が

崩れていくというような状況が見られます。その中で私はですね、その10年前ほどの非常に大雨に対応できていない農地に対してですね、やはり行政がですね、支援しなければですね、そのところを農地として担保していけないのではないかなという具合に考えております。これについて伺いたいと思いますが、具体的には、農業の基盤整備事業は17%から22%程度の自己負担、この負担で基盤整備事業はやられる訳でございますが、単独の行政支援等を考えますと50%から70%、時には80%の自己負担でですね、事業の支援をするという考え方があるか。もしくは、そういう考えに対して検討する余裕があるかどうかを聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 特に面事業の部分での関係での自己負担の部分、17%、工種によって違いますけれども、17%から20%前後というような自己負担がある部分に関して、行政としてそれに対する支援ができるかどうか、するかどうかというような、考え方があるかというようなご質問だというふうに受けておりますけど、申し訳ございません、すいません、単独でやる場合ですね、ごめんなさい。単独で実施する場合は、ちょっと申し訳ございません。単独で個人が実施する場合に対しての支援という部分のご質問で、申し訳ございません。これに関しましては、やはりかなり町の財政等の関係もあるかと思っておりますけれども、やはり一番良いのは、やっぱり事業の中にやっぱり乗っていただいて、道営事業の中に乗っていただいて、その中での国費、道費、パワーアップ事業費等の支援を受けながらやっていただくというのが一番いいのかなと。単独での部分に関しましては、そういうようなことで事業にやはり乗っていただいて事業の中で、当然町も負担することになりますけども、そういったことで、今ある事業も進みますけども、今後新たな事業が展開されるかどうかというのは、また今後の話でございますけども、そういった中で農業者の方々の要望も聞きながらですね、新しい事業区域等も設定した、もしするとすれば、そういった中で進めていただくのが一番いいかというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 確かに今、答弁されましたようにですね、国の、もしくは道の事業の中で対応するのが最善だと思っております。しかしながら、ご存じのとおり、やはりその事業主体時期、それから対象になるかということをもってすれば、すぐですね、今の状況を解決できないと、その補助対象にならないというのが現実であります。そこでこれは町長にお聞きしたいんですけども、先ほど昭和57年度の各町長、組合長の話をしてしましたが、やはり先人の皆さま方が大変、財政的にも技術的にもですね、厳しい中、ご苦労されてですね、整備事業を作り上げられたと。この方々の農業振興に対する思いを鑑みですね、やはり町長が言われる「ちょっといいね！」がたくさんあるまちくんねっふ、これを築くためにですね、ぜひですね、今の駒、非常に手の出せない、届かないところの事業支援の検討をお願いしたいと思います。このことが本当に活力ある農業という産業の活性化につながることを考えております。このことを考えることもあるのかどうかということだけ伺って、これに関する質問は終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に難しい対応を迫られているというのが実態であります。今

8地区の期成会で農村整備事業を展開しているというところですけども、北西地区はほぼ終わった。ただし川南、北東地区、今始まったばかりの中央1区、2区、それから山林川も含めてですね、柏丘の北地区、これ南7線ですけども、南7線はほぼおそらく31年度、もしくは32年度で終わっちゃうだろうと思っているんですけど、その他についてはですね、進捗率非常に厳しい、できるだけ道の予算もですね、いつもお話してはますけど、資材費の高騰等も含めて、厳しい状況になってきて、期成会含めてですね、ちょっとあせりも含めて出てきているということもありますので、何とかT P P関連で予算は増えているといいながらもですね、厳しい状況はありますから、これらにですね、どうやってやっぱり盛り込んでいけるかということをごすね、これから具体的に検討していかなきゃならないんじゃないかなと思います。57年度に町と農協がうんぬんというのはこれ、今度団体事業とかそれらも含めてですね、少しずつ補助対象とかいろんなことが今出てきていますから、制度的も含めてですね、農協とやっぱり検討を一緒になってしていかなきゃならないと。今すぐやりますということは言えないんですけども、一つの課題としてですね、今、議員が指摘のことについては検討させていただくということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に検討していただけるという心強い答弁をいただきました。非常にこれからも農業に関しては、かなり糞尿処理等含めてですね、予算のかかる事業が多くなると思えますけども、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それでは次にですね、地域商業化の活性化についてですね、商業の現状と課題についてということをごすね。これにつきましては、重点プロジェクトの中で課題と現状をまとめております。これによりますと、読み上げますとですね、平成27年7月の町外資本の大型小売店舗の進出により消費流出の抑制や不足業種を補完するなど、一定の効果が図られた。一方では後継者不足などにより既存商店街には空き店舗が散見され、空洞化が進行しています。そうしたことから大型小売店舗と既存商店街の連携や空き店舗の有効活用などが必要となっていますと。このように文章ではまとめております。先ほどの報告でもこれに近い流れだったと思えます。現状の商業をどのように強い産業にできるのか。どのような手法を考えているのかを伺いたいと思えます。

1番目にですね、現状では空き店舗が散見されているという具合な表現、認識をされているようでごすね、私は空き店舗だらけであるという具合な認識をしております。空き店舗の有効利用を提示していますが、どのように利活用させようと思っているのか伺いたいと思えます。

二つ目にですね、大型店舗と既存商店街の連携を提示していますが、どのように大型店舗とですね、既存商店街を連携し商店街の活性化につなげていくのか。

この2点を伺いたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 商業の活性化に関しまして2点のお尋ねがございました。まず空き店舗の部分で、空き店舗が散見されることから、それをどのように利活用していくのかというようなご質問でございますけども、基本的には今現在行われております店舗出店等の事業、行ってございますので、町としては、行政としては、その事業を行ってお

りますので、そういう事業のある中で空き店舗を利用してくださる方、そういうような方を募集ってちょっと言葉が悪いんですけども、空き店舗を利用してくれる方がおりましたら、そういう部分での支援をしていくと。行政が空き店舗をどういうふうにするかというのはなかなかできない部分でございますし、中には町内の方が間に入って店舗を継承したというケースもございますし、そういうようなことで進めていく、現在のところですね、そういうふうに進めていくことが重要かというふうに考えております。

それから2点目の大型店舗と既存の店舗の連携という部分に関しましては、ここに書いてある、先ほど議員もおっしゃったように、平成27年に大型店舗が出店してきましたけれども、それによりまして、町内者は当然そうですけども、町外者の方も大型店舗の方にも足を運ぶようになってきていると。その結果、町に流動してくる人口というんですか、そういう方々も当然おりますし、そういった中で既存の商店等、特に飲食店ですとか、大型店舗にはない部分の店舗もございまして、そういった部分が活用していただいて、少しでもそういう効果が、お互い相乗効果が表れればというようなことになるかというふうに考えております。連携という部分でいいますと、そういう部分が一つの、連携という言葉がどうかちょっとあれですけども、相乗効果という部分になるのかなというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に従来のもので、とおりに、計画通りの答弁であったという具合に理解しております。これは個人的な思いもかなり入っていると私は思うんですけども、最近、本町の中心である交差点の老舗であるところがですね、閉鎖されました。その商店というのは本町の玉ネギ導入の先駆者、指導者でもあった方でございます。先代、先々代は。我々は善吉商店という具合に呼んでいる訳でございますが、その店が閉店されたことには、非常に感慨深いものがありました。しかし、すぐにですね、次の店舗営業が決まり、営業されているようでございますが、近隣町村の方々からは中心商店の閉鎖に、まさかという声を聞くとともにですね、次の店舗が、これは商売についての、こう差別とかそういう意味ではなくてですね、葬儀会社が変わるといふことにも大変驚いておりました。この状況が今、訓子府の商店街の現実なんだなということはこの半年間ほどに痛いというほどに感じているところでございます。本町商店街の活性化は本当に厳しい状況なんだという具合に感じているところでございます。これについて、総合計画に示されている施策の展開としてですね、自主的な取り組みを支援しますというように行政の目標では言っております。明文化されております。私は本当に今の商店街に自主的な取り組みができるか、できるのだろうか非常に懸念しているところでございます。これは商店街に対しては非常に失礼な言い方ではないかと思いつつながら、あえてどうなんだという具合に問いかけているところでございます。今ですね、一部の農業者と商工会の連携に取り組みはじめています。これは商工会事業に対してですね、農業者ができる範囲での協力をすると。これを行っていくと。これは商工会のイベント等含めてですね、協力できるものはしていこうというところの動きでございます。本当にまだ一部であります。これは農業の相互扶助の精神、この考え方から出てきた行動ではないかと思いつついるところでございます。行政用語でいえば共生とか共助とか互助、これに当たるのかなと思いつついるところでございます。今、行政はですね、商店街を俯瞰してですね、いる場合ではなくですね、私は共に商店街を活性

化に主幹としてですね、行動する時であるという具合に考えております。空き家バンク事業を批判する訳ではありませんが、厳しい言い方をすればですね、行政や商店主がですね、不動産の売買のような、対応で本当にいいのかなど。それは利益は確保されるし、生活も確保されると思います。しかしその商店街の持つ資産を売り買いするということでは根本的な政策にはなっていないのではないかと。こういうことやっていれば、いずれ本当にですね、訓子府から商店街というのはなくなるのかなど。そして商店街がなくなっている姿を見て我々町民の方からすればですね、やはり行政のあり方とか、町のあり方、そこに思いを寄せていかなければならない。「あ、北見でもいいのか」「安ければいいのか」と非常にそういう面に対しては心配しているところでございます。そこで一つ、これは町長に聞くのがいいのかなと思いますけど、今ですね、既存の商店街を立て直すということに対しては本当に厳しいと思います。そこでですね、今、産官学、これは産としては商工、農業、それから官としては行政、学としては当然今、本町は北大とのサテライトでは別な意味でも継続がある訳でございますので、そういう意味からすれば本町の訓子府の資源を見直してですね、本町独自の循環型の経済圏確立や今までの商業を継続するのではなくてですね、新しい形態の商業、商店街の研究、実践の必要性について、町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 執行者としてはですね、こういう質問の仕方というの大変厳しいですね、私たちが中心の商店街、商店にしても、どのような対応をしているかということちょっとここでは言えませんが、道庁に働きかけたり、あるいはドラックストアに要請をしたりですね、いろんな手段を我々はやっている訳ですよ、その上でその店主や家族が生きていくために、どうしなきゃならないのかということも含めて1軒、1軒、実は具体的に動いています。旅館もしかり、いろんなことがあります。でもここではちょっと言えませんが、含めて、一つの総体として政策的にどうするのかというのは、まさに中小企業や小売商業の振興法に基づいて今までのような議員ご指摘のようなスタンスではなくて、商工会と商店含めて、我々も、あるいは農家の方、住民も含めて、一緒になって商店街振興を具体的にやっぱり考えていくということが求められているのではないかなど。その一つに産官学の、例えば今、東京農大なんかが中心となっていていろいろやっています。それからスーパー公務員といわれている、名前忘れましたが、そういう人たちも含めてですね、いろんな連携の模索が続いています。その点でいうと、これからやっぱり本気になって、そういう具体的な動きをですね、していかなきゃならない時にきているんじゃないかと。今、任期が間もなく終わろうとしていますので、それは商工関係者の方も含めて、そういう状況がこれから作っていかなきゃならないと思いますので、これは議会も含めて、一緒になってこの状況を打破するためにですね、知恵を出し合いたいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、私、非常に大変失礼な質問、意見等申し上げたというのは重々承知して発言しております。今、行政が旅館、それから大型量販店の動きに大変努力されているということも知っております。そんな中ですね、やはり今、北海道ではニセコ町がですね、非常に大きな変化を見せております。ニセコ町が本当に最初から素晴らしかった

町なのかなということを押れば、私は自分の子どもがスキーをやっておりまして、20年ほど前からニセコに行っておりました。その頃のニセコというのはプリンスホテルができて、ああすごいホテルが建ったなというところで、あとはスキー場の前に居酒屋が何軒がある程度の町でした。しかし今見ると非常に外国人の誘致も進み、ペンション等も建ちです、非常に変革している。ただ、その形を訓子府が求めろとは言いません。ただそれをリードしてきた逢坂誠二町長の手腕には大きな力があつたのかなという具合に考える訳でございます。そんな中ですね、やはり既存の商店街を大きく変えていくんだということの認識を持ってばですね、次の町長どなたになるか私もわかりませんが、その町長がですね、次の新しい町をしっかりと考え、そして産官学ですね、新しい訓子府のあり方というのを今、菊池町長が言われたように各農業も商業も大学も含めてですね、今一度最後のチャンスとしてですね、考えていただきたいなということを思っている次第でございます。何かあれば、これで質問は終わりたいと思いますけど、何かあればお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおりであります。来る16、21日の選挙で議員も商工会関係者の方も多数出るようでございます。町長立候補者は今のところ私だけでございますけども、新しい体制の中でやっぱり議論していかなきゃならないと思います。

もう一つ、あまりいいことじゃありませんけど、ニセコ町の話がされました。逢坂町長の時代には情報公開条例を含めて、かなり活発に電線地中化等々含めて、私どもの町も本当に一緒になって彼と競合しながらやってきた経緯がございます。そして、しかし彼は町長選挙に敗れました。佐藤さんという町長になりました。そして今、片山健也君という逢坂さんの下に働いていた町長が昨年の7月に訓子府町にも来ましたが、非常に厳しい中でまちづくり運営をやっています。それはリゾート地ということも抱えながら、新しい条例づくり、外国の方たちを住民として認めていくかどうかということも非常に試行錯誤しながらやっているということも事実でありますので、それぞれの町がそれぞれの課題をもって前に進んでいかなきゃならないという状況はニセコも我が町も同じでございますので、みなさん方のお力を借りながら、新しい状況を作っていかなきゃならないと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 私の質問は新しい町長に期待をしてですね、これで終わりたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君の質問が終わりました。

ここで午後3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖龍三です。通告に従いまして、質問させていただきます。

す。

消防新庁舎の建設についてということでお伺いいたします。

現在の消防庁舎は建設から50年を超え、その設備全体が現在の体制にそぐわない施設となっています。今までにも「望楼の耐震対策」「屋上の雨漏り」など大きなお金をかけての修理もなされてきましたが、現在ならびに将来の消防体制を考えた時には「新庁舎の建設」は急いで行わなければならない重要事項だと思います。

町長も次期への思いの中で庁舎の建設は直近の課題であると述べておりますので、その具体的な内容ならびに今後のお考えをお尋ねします。

一つとして、具体的な建設規模、内容、建設場所に対する考え方は。

二つ、具体的な建設費の予定金額、予定というより予想ですね、その資金調達の方法についての考え方は。

以上、お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防庁舎の建設について」のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

消防施設は、平常時には火災予防をはじめとする防災啓蒙機能を有し、災害有事などの非常時には、火災の消火、人命救助、救急業務など地域住民の生命、身体、財産を守り、安全・安心を確保するための活動拠点として、極めて重要な役割を担っております。

現在の消防庁舎は、昭和43年に建設され、昭和56年よりも前に建てられた建物であることから、耐震診断を行った結果、望楼と庁舎1階部分で判定指標値を下回り、平成21年に耐震補強工事を行ったところであります。

その後、平成27年には外壁・屋根の防水改修・仮眠室等の内部改修など、施設の延命を図っておりますが、議員もご指摘のように建設から50年を経過し、施設ならびに設備の老朽化も進んでおります。

また、車両や消防資機材の格納にも苦慮しており、車庫等の狭隘化きょうあいかも問題となっております。

このようなことから、町の建物の中でも建て替えを考えた時に、消防庁舎については、優先的に高い建物であります。

議員から1点目に、具体的な建設規模・内容、建設場所、2点目に、具体的な建設費の予定金額、その資金調達の方法についてお尋ねがございましたが、今後、建て替えが必要な施設とは認識しており、大きな課題と捉えておりますが、現時点では、具体的にお答えできる段階にございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 大変ありがとうございます。というか、こういう答えだろうなという予想もしてました。ただ実際には町長も次期に出るという言葉の中で、消防庁舎の話を出されましたんで、もちろん心の中にはいろんな思いがあつて、お出しになったんだと思って、考えている部分があればお答え願おうかなと思ったんですけども、お答え願えないということで、ただ、今の状態の中での、じゃ庁舎に対する考え方が、次期の庁舎に対して考え方があつてもいいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の消防体制と庁舎との関係の中でお答えを願いたいなと思っておりますけども、まず現在庁舎については、この回答

の中にもありましたように、いろいろな面で不備があるということで確かに私も消防団として使わせてもらってても、見てもわかります。しかも最近は北見地区消防組合の中でも留辺が新しくなり、本部が新しくなり、その中でやっぱり訓子府の古さというのは特に狭隘化、それから不便さというのがあると思いますけども、ただ、これ施設的には五十何年ですから、こういう施設というのは普通30年ぐらいたてばもう次のことを考えていくのかなという気持ちもありますんで、庁舎に関してはいろんな考え方が今までもあったんじゃないかと思いますが、現実的にこの30年を過ぎた中で庁舎に対するそういう取り組みというか、どこかで今度こういうふうな、もうこの庁舎でいかない、次の庁舎に行く時にはこのようなことであってというような考え方というのは実際には進んでいたんでしょうか。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一般論として、50年を経過した施設ですから、昭和56年前に建った施設ということで考えますと耐震のあれが駄目だと。私が町長になった時も消防庁舎の建て替えの話がありました。団長からも消防庁舎のことを考えてほしいという要請もありました。私はその時に候補地として、例えば役場庁舎と合体の中で消防をもっていく、あるいは車両の車庫の部分にもっていく。それから今、シティマートのあるところに持っていくとか、いろんな意見が輻輳していましたが、あの時、町長になった時というのは、ご存じのとおり訓子府町は平成21年度で基金が枯渇して、もう町が運営がなくなるということもございましたから、消防庁舎を簡単に建てるということにはならないと。で、団の方からもお話がありました望楼が危険だということも、倒れるんじゃないかということもありましたから、まずは耐震をやった上で町長として建て替えるかどうかということの判断をさせていただくと。答弁で申し上げましたとおり検査をした結果、耐震補強が効くということでございましたので、診断、そして実施設計、そして補強工事、それから27年には外壁、屋根の防水工事、それから30年度に庁舎の雨水の管の修理をやりましたんで、これら含めていくと、今までで大体5千万円ぐらい金かけてんじゃないかなって感じしています。こういうのが続くのですね、これからの中では町民の安心安全を守ることができるのかということを考えて、私は次の町長に出る時には消防庁舎と図書館については近々を要するのではないかという認識です。しかしそれがどこの位置、どこの規模でどれぐらいのお金がうんぬんというのは全く白紙でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） わかります。わかりますというか、私が質問したのは具体的な今まで検討したのかというような、新庁舎に関して、そのような検討があったのかなということでお聞きしたんですけど、町長自体はないのかもしれませんが、ただ、担当職員とか関係者というのはやっぱりいつもそういうことを考えているんじゃないかと思いません。明日町長が「おい今度、新庁舎は」と言われた時にぱっとやっぱり持ってこれるぐらいの準備はしているんじゃないかなと私は思っていますけども、そういうものの中で、今後の話になると思いますけども、やはりそういう庁舎に関しては、場所とかいろんなこともありますけど、全てのことに関し、町長の中でまだ白紙であれば、これからやっぱり考えていく上で、いろんな方への対応といたしますか、相談といたしますか、職員はもちろんで

すけども、特に消防団に関しても、やっぱり新庁舎に関しての相談的なものというのは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度も申し上げているとおり白紙です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） これは白紙じゃ困るんじゃないですかね、今後どういう考え方の中で庁舎を作るにあたって、やっぱりいろんな方に、いろんな方というのはいろんな方がいるんですけども、学識経験者なのか、プロなのか、それこそ現場の職員なのか、その中にやっぱり消防団という存在っていうのはあるんじゃないかと思えますけど、そこら辺もまだ考えてませんということで行きますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まだ考えてません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私は町長は先をきちんと見てますんで、やはり言葉に出した時点でもう庁舎はどんなものもいい、場所はどこがいい、訓子府の中ではここがベストだというような考えを持っているんだと思っていますけども、今の時点ではしゃべれないということで理解したんですけど、申し訳ございません、時間もたくさんありますんで、私が考えています庁舎に対する考え方をお聞きしますんで、一般論としてお答え願いたいと思います。これからの消防というのは庁舎を作るにあたって、どうなんでしょうかね、女性職員の登用なんていうのはこれから考えていくべきでしょうかね、そうなればまた施設の作り方も変わってくるような場面もあると思うんですけども、女性職員の登用というのは今後の消防に必要でしょうか。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 団の中でも女性が増えたりしているようでございますし、専門職員の消防の職員の中でもこれからは女性の登用というのはあってしかるべきだと思いますね。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） そうですよ、これからはやっぱりその必要性、女性団員、訓子府の消防団もたくさんいますし、それに対応する女性職員というか、やはり女性の感覚からの防火査察とか、そういうのに対して必要。そうすると施設に関しましてもね、男子の宿泊だけじゃなくて、やはり女子用のものも作っていかなくちゃいけないとかっていうことも考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思えますよね、やはり今の話からいきますと、施設をつくるっているのはね、やっぱり今後の消防体制がやはりある程度、今と同じなのか変わっていくのか、どういう形になるのかということが非常に重要な要素になると思います。ですが消防体制というのは今すぐ、仮に次の町長が今年の春に決まっても、町長が変わったり同じでも消防の体制というのは、そんなにばんばん変わっていくものじゃないと思いますけども、やはり施設をつくるにあたっては、それにあったものの中で考えていかなければいけないと思います。現在、消防職員の体制は15人ですよ、それで2交代制でということですけども、消防の職員の数とかっていうのは、どうなんでしょうか、職員に数については、今よりもっと増やしていこうとか、増やさなければいけないとかって

いう考え方の中でどうお思いでしょう。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 北見地区消防組合の中で北見市の人員、それから訓子府町、置戸町の人員、現時点までは消防職員は14名が適切、ただし監査委員のご指摘等もございまして、31年度中にもう1名、訓子府町と置戸町は増員して15名体制にもっていくというのであります。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員に申し上げます。できるだけ通告の内容に従っての質問にしてください。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 施設に対する考え方を現在の町長にお聞きするということですから、そういう体制の中と施設の関係というのは非常に大事なことだと思うんで、この流れで質問することはまずいでしょうか議長。

○議長（上原豊茂君） よろしいですか、あくまでもこの提案した内容に沿った中での質問展開をしてほしいということですよ。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） すいません、あんまり頭がいくないんで、ぱっぱっと切り替えられないんですけども、私としては、やはり現体制、将来の体制をきちんとした中で庁舎をこういうふうにしてほしいと、こういうような考え方を持ってほしいという提案を込めた中での質問なので、もう少し続けさせていただきます。

今、お答えありましたように、14名の消防士がいて、2交代制ですから7名なり6名の者、消防庁舎に寝泊まりするんで、そういう施設に関しても今の庁舎では全然整備されてませんので、そういうものは大切、きちんと作っていただきたいなと思いますけども、人数との関係でいきますと、今の消防職員というのは現状として緊急時、火事になった時とかは普通は2交代制でいろんなことをやっていますけども、緊急時の出動体制というのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ちょっと緊急時、どういう緊急時というのが、火災の場合ということで、休んでいる職員についても全員が出動してくるということになっています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 全員が出動するんですか、休みでも。火災時には全員が出動するということが確認されているんでしょうか。再度お願いします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 全員出てくると。ポケットベル持っていますんでそれで。携帯がありますんで、それで連絡が入りますので、出動してくるということになっています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ということは、滅多にないことではしょうけども、そういう時っていうのは、逆に言いますと消防人として休みがないというような感じになってしまいますけど、それについてはどうなんですかね、やはり24時間働く中で、その次の休みがあって、休暇しているのに、サイレンが鳴ったら出なきゃいけないというのは、ゆっくり酒も飲めないのかななんて、ちょっと思ってしまうんですけども、酒を飲んでも出るのかな

ってということも考えますけども、そういうような現状の中で、そのことに対してのお答えはなくてもしょうないかなと思いますけども、そういうふうになると施設の的にも人数も増えるということになりますと、宿泊施設とか、そういうものも考えますと、かなり消防っていうのは変わっていくのかなという気持ちを持っています。それでそこら辺の将来性を考えた中で消防の組合のあり方というんですか、広域消防やっていますんで、組合のあり方がありますから、そういうことを考えると施設に負担をかけなくても、そういう出ないで人間的に融通をきかすとか、そういうような可能性もあるんじゃないかと思います。そこら辺は施設、今後作ることの関係性があるんじゃないかと思うんですけども、そういう組合との利用関係というのはどういうふうになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 回答の担当の方が何を指しているのか理解できないということで、もう一度。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 要するに消防職員がそこへ出なきゃいけないということは、そこにある施設を使わなきゃいけないということになりますよね、ですからこれからの、今現在、宿直の人間だけの中でも不備なんで、不備なところがたくさんあるんで次の庁舎ではきちんとしてもらわなきゃなんない場面もありますけども、これは一朝有事の際に全員が出るんだということになると、それまたいろいろ庁舎に対しても考え方が変わってくるんじゃないかと思いますけども、あんまり関係ないですか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 消防職員、もちろん出動しますし、足りない場合については、その組合の中で応援をし合うという体制をとっております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 施設との絡みを言っていたきたいなど。そういう部屋というのかね、いざとなった時に使える部屋の必要性とかもあるんじゃないかと思いますが、あまり質問が上手じゃないんで、すいません。それじゃちょっと違う方面から聞きます。今後の、これは誰が答えてもらってもいいんですけども、今後、新庁舎を作るにあたっては、やはり消防庁舎の周りで全てが行えるような感じで、留辺蘂ほどはいいませんが、やはりその前の広場があって、そこで訓練ができて、庁舎の中には団員の詰所があってとか、十分な詰所の関係、そこまではきちんと考えていただけるんじゃないかと思いますけども、そこら辺、広さの関係ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まだそこまで考えていないというのが本当のところ。だから参考意見として議員の質問はお聞きしておきますけども、今からこんなことでやりますということはね、お約束できない。だからまだ白紙です。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） わかりました。白紙ですって、こう言われれば、私は一般的な形態の中でそういうものを考えているのかなと思いましたが、それじゃ白紙なんで、もうこれ以上質問できませんので、私の質問はやめさせていただきます。どうも申し訳ございません、ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦勞さまでした。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集お願いいたします。

散会 午後3時26分